

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 令和2年12月10日(木) 13:05～16:44

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

小泉 米造 委員長

和田 恵治 副委員長

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

川口 延良 委員

中川 崇 委員

太田 敦 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 水循環・森林・景観環境部長

谷垣 産業・観光・雇用振興部長

土屋 観光局長

杉山 食と農の振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第84号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(経済労働委員会 所管分)

議第90号 奈良県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例

報第34号 地方自治法180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県住民基本台帳法施行条例及び奈良県手数料条例の一部を
改正する条例

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

なお、理事者において、谷垣観光局次長及び溝杭畜産課長が欠席されており、溝杭畜産課長の代わりに須原畜産課長補佐が出席されていますので、ご了承願います。

また、植村佳史委員から資料を配付したいとの申し出があり、令和3年度に向けたMICE推進について（案）をお手元に配付しておりますので、よろしく願います。

今定例会において、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人の定員を5人としております。本日、当委員会に対して1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

なお、このあと傍聴の申し出があれば、さきの方を含めて5人を限度に入室していただきますので、よろしく願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、水循環・森林・景観環境部長、産業・観光・雇用振興部長、観光局長、食と農の振興部長の順に説明願います。

なお、理事者におかれては、着席にてご説明をお願いします。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 委員長からご配慮いただきましたので、着座で説明させていただきたいと思えます。

私からは、令和2年11月定例県議会提出議案のうち、水循環・森林・景観環境部所管分についてご説明させていただきます。

まず、議第84号、令和2年度奈良県一般会計補正予算（第6号）についてでございます。「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」の6ページをお願いします。

給与改定に伴う減額でございます。10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより減額となる6億4,000万円余のうち、水循環・森林・景観環境部の分は1,000万円余でございます。

続きまして、7ページをお願いします。

繰越明許費補正でございます。治山事業でございますが、災害復旧工事実施予定の地区において、本年の台風10号の豪雨で工事箇所が地形が変わり、工法の検討に不測の日時を要したことなどのため、繰越しをお願いするものでございます。

以上が、水循環・森林・景観環境部所管分についての説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 産業・観光・雇用振興部に係る11月定例県議会提出議案についてご説明を申し上げます。

委員長のご配慮をいただきましたので、着座にて失礼します。

「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」の3ページをお願いします。

1、新型コロナウイルス感染症への対応、新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金積立金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の資金繰り支援に要した制度融資の費用に充てるため、新たに基金を設置し、積立てを行うものでございます。

次に、6ページをお願いします。

給与改定に伴う減額でございます。6億4,600万円余のうち、産業・観光・雇用振興部に関するものは800万円余となっております。

続きまして、「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の29ページをお願いします。

議第90号、奈良県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例でございます。これは、先ほど補正予算でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、金利の負担軽減等を行うことにより中小企業の振興及び経営の安定を図るため、基金を設置しようとするものでございます。

令和2年11月定例県議会に提出いたしております産業・観光・雇用振興部の議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○土屋観光局長 観光局所管の提出議案についてご説明させていただきます。

着席にて失礼します。

「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」3ページ、2、賑わう「都」をつくる～奈良が有する自然・歴史・文化資源を活用し、観光産業を振興する、「奈良まほろば館」新拠点整備事業でございます。

現在のまほろば館でございますが、東京日本橋エリアの再開発に伴い、新橋駅東側へ

移転することとなっております。この新拠点整備に必要な経費につきまして、補正予算として計上したものでございます。

新拠点は来年7月のオープンを予定しており、今年度中に契約して整備を進める必要があることから補正予算として計上させていただくと共に、来年度の執行に係る部分につきましては債務負担行為をお願いするものでございます。

予算の主な内容は、3ページ、事業内容にございますとおり、新拠点の内外装工事や備品購入などに要する経費、オープニングイベントなどの新拠点のPRに要する経費、新拠点への移転時期の見直しによる現在のまほろば館の賃貸借契約期間が延長されることに伴う敷金や賃借料に要する経費などとなっております。これらに必要な予算として、本年度分で4,540万3,000円、来年度の債務負担行為として5億8,683万4,000円を計上しているところでございます。

続きまして、8ページ、債務負担行為の補正の追加でございます。ただいまご説明いたしました経費に関しまして、まほろば館関係の債務負担行為を記載させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○杉山食と農の振興部長 提出議案のうち、食と農の振興部に関するご説明を申し上げます。

着席にて説明させていただきます。

まず、補正予算のご説明を申し上げます。「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、6、豊かな「都」をつくる、農場バイオセキュリティ向上支援事業でございます。この事業は、飼養衛生管理基準の厳格化に対応するために、牛・鳥・馬を飼養する農場のバイオセキュリティ向上を図るための整備について支援するものでございます。

豚につきましては、豚熱のリスクがかなり高かったので、既に9月議会で予算措置をお願いして対応しているところでございます。それ以外の畜種について今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページ、給与改定の関係でございますが、食と農の振興部に関する部分は1,500万円余でございます。

続きまして、「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の45ページをお願いいたします。

報第34号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。食と農の振興部に関するものは、奈良県住民基本台帳法施行条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例、奈良県手数料条例の一部を改正する条例、自動車事故にかかる損害賠償額の決定についての3件でございます。順次説明申し上げます。

46ページ、奈良県住民基本台帳法施行条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例でございます。「肥料取締法」の名称が「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正されたことに伴い、それを引用する条文の整備を行うため、所要の改正を行ったものでございます。施行期日は、令和2年12月1日でございます。

続いて、47ページ、奈良県手数料条例の一部を改正する条例でございます。家畜改良増殖法の改正に伴い、法律の条文にずれが生じ、それを引用する条文の整備を行うため、所要の改正を行ったものでございます。施行期日は、令和2年10月1日でございます。

続いて、50ページ、自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてでございます。食と農の振興部に関する事項は、52ページ、17番で、事故の概要等は資料に記載のとおりでございます。今後、安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めてまいります。

以上が、令和2年11月定例県議会提出議案のうち、食と農の振興部に関する事項でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小泉委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

○樋口委員 1点ございます。補正予算の「奈良まほろば館」新拠点整備事業についてですけれども、これは物販、レストランは委託でやっていくということだと思いますが、それぞれの運営の目標はどのように立てておられるのか。例えば物販であれば売上高、レストランであれば、売上高と誘客の数など、要は後々に事業評価等を行うために目標設定は多分必要になってくると思うのですが、これをどういう形で設定されているのか。委託事業者に対しては、この目標に向かって頑張ってくださいと言っていかないといけないので、この点、お聞かせいただけますでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 「奈良まほろば館」新拠点につきましては、国内外に発信力の強い首都圏において、奈良県の観光や食、特産品、伝統工芸品などの情報を一体的に発信する、いわゆる広報施設という位置づけをしているところでございます。

樋口委員お述べの目標につきましては、そういう広報施設でございますので、全てが

売上金額、あるいは入館者数という整理ではなく、奈良県の商品や物産をどれだけ首都圏で周知していただくか、あるいは将来に向けての販路拡大につなげていくかというところを中心に展開していこうと考えております。現時点でこういう目標設定を検討中でございますけれども、基本的には広報を中心に運営していく方向で考えているところでございます。

○樋口委員 もちろん広報の効果は、アウトカム指標としては回り回って奈良県産品の全体の売上げ、あるいは観光入込客数になってくるだろうと思うのですが、因果関係を示すのは難しいかもしれません。その中間にあるアウトプットの指標としては、売上げというよりも誘客数、来訪者数が、どれだけ情報発信につながったかを押さえる一つの指標になると思うのです。その辺り、どういう指標を持って施設の効果や成果を評価するかということは十分に考えて、それを設定して図らないと何だかよく分からないということになってしまうので、例えば今ある拠点施設、あるいはレストランの目標はどのように立てられているのか、あるいは事業評価はどういう形でやってこられたか、もし何かこういうことでやっていますというものがあれば、お示しいただきたいです。それは今後の課題ということであれば、新拠点を整備する限りは、そこは押さえておいていただかないといけないと思いますので、この点、何かあればお願いします。

○葛本観光プロモーション課長 現在、観光局で所管しているところが、「奈良まほろば館」という物販の施設でございます。もともと東京に奈良県のアンテナショップが存在しなかった中で2009年に「奈良まほろば館」を造ったということでございます。奈良県の物産品、あるいは農産品を含めて認知度を広げるという目的で今までやってきたところでございます。

○樋口委員 これからの課題ということで受け止めておきます。今回新たに投資することですので、その効果が図られるような方法論をきちっと考えて実施していただきたいと申し上げて、終わります。

○太田委員 私も、「ときのもり」についてお伺いしたいと思います。

以前に代表質問もさせていただいたのですが、もともとときのもりが白金台にございました。県産材のPRを行う、県のアンテナショップとしての役割に係る経費ということもございまして、運営に係る経費のうち賃借料については、50%を県が負担、残りの50%については運営側が負担するというところで運営されていたと思うのです。具体的には事業者の企画や提案に基づいて、運営者の試算に基づく年間の売上げ見込みの

7%を負担金として県に支払うことになって、県と運営者が運営委託という形で契約が交わされたと認識をしています。今回、「ときのもり」については、「奈良まほろば館」のほうに移られるということで、一体どのような契約をされているのか、まずお伺いしたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 新たな拠点につきましては、基本的には「奈良まほろば館」が、奈良県の情報発信拠点でございますので、家賃等につきましては、もちろん県が負担するという条件で運営していく方向でございます。

あわせてまして運営事業者につきましては、賃借料以外の光熱水費や仕入れ経費、人件費など運営経費を負担していただくことにしております。運営事業者の負担金は、これらの経費を考え、周辺のアンテナショップの状況も考慮しながら5%を頂くということで、今後契約していく方向でございます。

○太田委員 賃借料を県が丸々負担する。その代わりに、光熱費、人件費、仕入れなど、事業に関わる部分については事業者が負担するというご答弁がございました。

「ときのもり」につきましては、私も以前に指摘させていただいたのですけれども、平成28年から今年3月まで運営されていたということで、本来であれば、負担金の実収入の50%は事業者が負担するということがあったけれども、賃借料の4分の1ぐらいにとどまってしまった。これは県の監査でも指摘されているのですけれども、こういった状況を踏まえ、実際に、運営者側が負担する分をきちっと支払いができるかどうか、担保されるのかどうか不安な部分があるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 売上げの5%を頂こうとするものですので、それについては担保されるものと認識しています。

○太田委員 実際に前回、「ときのもり」では7%に設定したけれども、それが4分の1にとどまったということです。今回、5%ということで、いろいろ条件はあると思うのですけれども、前回4分の1であったということを踏まえて、今回、それをどう確保していくのか、県としての考え方をお伺いしたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 今回の移転に関しましては、現在の「奈良まほろば館」にレストラン機能を加えて運営していくという方向性で、現在の「奈良まほろば館」に4分の1という概念ではなく、あくまでも賃借料は、県の施設でございますので県が支払うということと、売上げの5%を頂くということになっております。

○太田委員 今後の推移も見ていかないといけないと思います。7月ということで、そのときにどうなっているかということもあるのですが、この5%という契約は、今後、状況によって見直しもされるのか、確認をしておきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 今後2年後あたりをめどに見直しを行って、そのときに応じた形で、例えば固定的な負担金を頂くのがベターなのかということも考えながら、見直しは順次行っていきたいと考えています。

○太田委員 前回の「ときのもり」が、実質的に県と業者が土地・建物の賃借料を半分ずつ負担するという想定で、今回はそういうものではないということです。ただ売上げが減ってしまうと、その分、県の負担も大きくなると思いますので、その点はしっかりと私も注視をしていきたいと思います。

○小泉委員長 ほかに。

○中川委員 私からも1点だけ、予算の関係で質問したいと思っております。

先ほどから出る出ております「奈良まほろば館」についてです。レストランの部分につきまして、県産食材の使用割合について何か考え方がございましたら聞いておきたいと思っております。

背景としましては、従前、「ときのもり」にフレンチレストランがございましたけれども、県産食材をもっと使用したほうがいいのではないかとといった思いがございました。やはり奈良県の看板を背負っている以上、一定の割合を使用しているべきではないかと考えております。よろしくをお願いします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 先ほど葛本課長からもありましたように、レストランは食の部分をPRしていく役目を担っているということで、その公募に際しまして、多様な県産食材を使用し、奈良らしい料理を提供することを要件とさせていただいております。決定した運営事業者は、物販とレストランの共同事業体ですが、レストラン部分につきましては、奈良市内にあります「アコルドゥ」というお店のオーナーシェフ、川島様が運営されることに決まったところでございます。

川島様は、農林水産省が主催しております料理人の顕彰制度があり、料理マスターズと申しますが、そのシルバー賞を11月に受賞されたということで、この賞は日本の食や食材、食文化の魅力を発信している方ということで、生産者や食品企業などと共同して様々な取組に尽力している料理人に付与されるものでございます。奈良県では川島様

だけですが、現在のお店でも、料理に使われる魚介類以外の素材の8割を県産で賄われ、直接農家等とも取引がある状況でございます。

今回の新拠点におきましても、県産食材をふんだんに使っていただいて、奈良の歴史・文化、またその物語を入れたものをメニューに表現していただく形で考えているところです。本店と同じように8割以上使うというご提案も頂いておりますので、我々も例えば大和牛や大和野菜を使った季節感のあふれるメニューを提供していただけるものと期待しております。そういったことを通じて奈良のおいしい食を発信していただいて、奈良へおいしいものを食べに行ってみようかということにつながればいいなと考えているところでございます。

○中川委員 事業者さんのほうから具体的に8割以上を目標としてという提案もあったという紹介もございました。川島さんの料理、私も大変いいなと思っておりますので、期待の意味を込めまして今後注目していきたいと考えております。

また、具体的な数字などができたら、委員の皆様には情報提供いただけたらと思っております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかになれば、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○植村委員 自由民主党としては、賛成させていただきたいと思えます。

○川口(延)委員 自民党絆といたしましても、付託されました議案について全て賛成させていただきます。

○森山委員 新政ならも付託された議案に賛成いたします。

○太田委員 日本共産党ですが、11月30日の本会議におきまして議第89号に反対させていただきました。この条例改正ですけれども、先ほどご説明があったように、一般職員の減額ということで、1人当たり平均3万9,000円ということです。これは相対的にも非常に下げ幅が大きい。この間、休業要請の協力金、県制度融資、様々な分野で県の職員さんが頑張っていらっしゃる。県民の命や生活、なりわいを守るために懸命に働いていらっしゃると思います。そういう中で、この引下げは認められない。また、民間にまで影響を及ぼす可能性があると思いますので、今回の補正については反対させていただきます。

○中川委員 日本維新の会としては、今回の付託議案に賛成いたします。

○和田副委員長 創生奈良として賛成いたします。

○小泉委員長 ただいまより付託を受けました議案について採決を行います。

まず、議第84号中、当委員会所管分について委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をしたいと思います。

議第84号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。起立多数でございます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第90号については簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第90号について原案どおり可決することにご異議がございませんでしたので、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてでございますけれども、報第34号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入りたいと思います。

水循環・森林・景観環境部長から、奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針(案)ほか3件について、食と農の振興部長から、奈良県豊かな食と農の振興計画(案)ほか2件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告をお願いしたいと思います。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 私からは4件ご報告がございます。

まず、1点目、奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針(案)についてでございます。

1ページをお願いします。

この指針は、本年2月議会で議決をいただきました2つの条例、奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例及び奈良県県産材の安定供給及び利

用の促進に関する条例に基づきまして、本県の新たな森林環境管理体制の方向性を示し、施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年度から7年度の5か年の計画として策定するものでございます。

2ページをお願いします。

「奈良県の豊かな森林と人が恒久的に共生する社会の創生」を理念とし、それに向けての目標、目指す姿として2つ上げております。1つ目が、施業放置林の解消に向けて整備が進み、森林の4機能を高度に発揮している森林が広がること、2つ目として、県産材の生産・利用拡大に合わせ、林業・木材産業が持続可能な産業として発展している姿を目指すこととしております。

3ページをお願いします。

8本の施策を上げております。Ⅰ、新たな森林環境管理体制の構築・推進から、Ⅷ、県産材の加工・流通の促進までの体系で事業を進めていくことになっております。個々には、この後説明していきたいと思います。

4ページをお願いします。

施策体系の全体でございまして、5ページをお願いします。

この5ページから12ページまで、各施策の柱ごとに、中施策、小施策、事業例として取りまとめております。

1つ目の施策でございまして、新たな森林環境管理体制の構築・推進。ここでは、奈良県フォレスターアカデミーを設置・運営し、そこで養成した奈良県フォレスターを市町村に配置するとともに、新たな森林環境管理を担う人材確保のための支援等を行ってまいります。

6ページから9ページにかけては森林の4つの機能、防災、森林、資源生産、生物多様性保全、レクリエーションの順で、それぞれに関する施策・事業を取りまとめております。

続きまして、10ページをお願いします。

この10ページからは、県産材の利用促進に関する施策・事業となります。

まず、奈良の木ブランド戦略の推進では、吉野材に代表される優良材の本県の強みを生かして引き続きブランド力向上に努め、国内外への販路拡大を促進してまいります。

11ページをお願いします。

県産材の需要拡大でございまして。公共建築物をはじめ商業施設などへの県産材需要の

拡大を目指すこととしまして、このために必要となる設計・施工者等の人材育成に取り組んでまいります。

12ページをお願いします。

県産材の加工・流通の促進でございます。ニーズに対応した県産材が適時供給できるように、加工・流通のさらなる効率・合理化を進めるための事業を掲げております。

13ページをお願いします。

評価指標、数値目標でございます。各施策を評価するための指標として、代替指標も含めまして数値目標を設定しております。現況値と令和7年度の目標値を記載しております。

14ページをお願いします。

最後でございますが、計画の進行管理でございます。PDCAサイクルによる振興管理を毎年行い、その成果を市町村、関係機関等と情報共有しながら、森林審議会、奈良の木利用拡大検討委員会において検討・評価するとともに、県民への情報発信に努めてまいります。

以上、本指針案につきまして、今後、パブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、来年の2月議会、本委員会に報告させていただき、3月を目途に策定・公表したいと思っております。

簡単な説明で申し訳ございませんが、以上でございます。

続きまして2つ目、奈良県林業労働力の確保の促進に関する基本計画について、ご報告させていただきます。

本計画は林業労働力の確保を促進するため、平成8年に制定されました林業労働力の確保の促進に関する法律及び国の林業労働力の確保の促進に関する基本指針に基づき、県内の実情に沿って作成した基本計画でございます。

奈良県の計画につきましては、平成9年3月の第1期の計画で始まり、これまで3期にわたって計画を策定してまいりました。第3期目の現計画は、平成25年4月から令和3年3月末までの計画となっております。今年度末で終了となります。第4期目の次期計画につきましては、今申し上げました奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針の期間にも合わせて、令和3年4月から令和8年3月末までの5年間を計画期間として策定しました。

主な変更点としましては、森林、林業を取り巻く情勢を踏まえ、奈良県森林環境の維

持向上及び県産材の利用促進に関する指針の内容を反映させ、本計画期間中の5年間に確保する新規の林業就業者数の目標や奈良県フォレスタア카데미の卒業生を新たな林業就業者として確保することなどを記載しております。

次に、計画に記載する事業につきましては、国の基本方針に沿った項目となっております。事業主は、この基本計画に基づいて雇用管理の改善、事業の合理化を図る等、必要な措置について5か年間の計画を策定し、県の審査を受けますと認定事業体に認定されます。この認定事業体は、県の補助事業の優先的支援、あるいは国有林野事業における事業発注の際の要件緩和等の支援を受けることが可能となります。

本計画につきましては、今後関係機関に意見を照会するとともに、それにより必要な修正を加えた後に令和3年2月議会の本委員会に報告させていただき、3月を目途に策定、公表する予定でございます。

続きまして、3点目でございます。奈良県森林環境税についてでございます。税制自体は総務部所管となりますが、この税を財源とします使途事業が当部所管となりますことから、私から報告をさせていただきます。

「奈良県森林環境税について」をお願いします。

1 ページ目、1、奈良県森林環境税の概要及び2、税収額の推移についてでございます。

奈良県森林環境税は平成18年度に導入され、5年ごとの期間延長を経て第3期の課税期間の期限が令和2年度末となっておりますことから、今年度、再度の延長をお願いしようとしているところでございます。

この税は県民税均等割に上乗せする方法で課税しておりまして、個人は年額500円、法人は従前の均等割額の5%相当額を税率としており、税収は近年、年間3億7,000万円台で推移しております。

続きまして、3、県民アンケート実施結果でございますが、8割以上の方が増税を活用した取組が必要で、今後も現行の税率を負担することに賛成との回答を頂いております。

次に、4、奈良県森林環境税の第3期における使途事業の主な成果概要でございます。

平成28年度から令和元年度までの成果概要は表に示すとおりでございますが、施業放置林の整備で、毎年度700ヘクタール程度の間伐を実施してまいりました。

続きまして、5、現状と第4期に向けた使途の整理・検討でございます。内容としま

して、県内に依然多くの施業放置林が存在すること、今後新たな森林環境管理制度の運用のため財政需要額の増加が見込まれること、昨年度より国においては森林環境譲与税が導入されたこと等々の現状を踏まえ、森林環境譲与税と県森林環境税を事業推進の両輪として、県森林環境税の使途としましては、混交林誘導による森林防災力の強化と奈良県フォレスターアカデミーの運営による人材育成、森林環境教育など、従来から行っている取組は市町村域を越える広域での実施に限定して県は行う。そういった内容で本年9月に奈良県税制調査会に諮問を行いました。

これらを踏まえ、奈良県税制調査会でご議論いただき、11月16日に答申をいただいたところでございます。その概要は、森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図ることを目指し、県独自の施策を展開するためにも、令和3年度以降も奈良県森林環境税を継続することが適当であるとの内容です。

なお、答申につきましては次のページに添付しております。今後、この答申を踏まえ、令和3年2月定例会において、同税の継続に必要な条例改正案を上程してまいりたいと考えております。

最後、4点目でございます。「奈良県環境総合計画（案）の概要」で説明させていただきたいと思っております。

1ページをお願いします。

現計画は、本年度が最終年度となることから、奈良県環境基本条例に基づき本県の環境施策を中長期的に取り組む指針として、令和3年度から7年度の5か年計画で策定するものでございます。

本計画の理念でございますが、「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能な暮らしの創生」を目標に、愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・定着、温室効果ガス排出実質ゼロに向けた脱炭素社会の構築・定着を目指すこととしております。この脱炭素社会の構築というのが、一般質問でも答弁させていただきましたけれども、国の動き、世界の動きに合わせて、県としても積極的にチャレンジするというのでこの計画に掲げたものでございます。

続きまして、理念及び目標の実現に向けて、記載のとおり、1、森林環境の維持向上から8、人づくり・地域づくりの推進まで、8本柱の施策でまとめております。

2ページをお願いします。

施策体系の全体でございます。

3 ページをお願いします。

3 ページから 11 ページにかけて、施策の柱ごとに、記載のとおり、施策体系、小施策、主な事業例を記載しております。

1 つ目の施策の柱、森林環境の維持向上でございますが、奈良県フォレスター制度を推進力に、新たな森林環境管理体制の構築・推進を図り、森林の4機能、防災、森林資源供給、生物多様性保全、レクリエーション機能を発揮させるための取組をまとめております。

4 ページをお願いします。

健全な水循環の構築でございます。河川等の水質改善やきれいな水辺空間づくりなどについて、源流域、上流域から中・下流域まで、健全な水循環の視点で一体的に取り組んでまいります。

5 ページをお願いします。

景観の保全と創造でございます。奈良県にふさわしい景観をつくり、育て、未来につなげていくため、奈良県植栽計画「なら四季彩の庭」づくりに基づく景観づくりを促進するとともに、都市・沿道景観の形成や自然環境の保全・再生など、記載の施策を進めてまいります。

6 ページをお願いします。

脱炭素社会の構築でございます。2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指し、温室効果ガスの排出削減、二酸化炭素吸収源の整備、気候変動への適応の3本立てで施策を推進してまいります。

続きまして、7 ページをお願いします。

循環型社会の構築でございます。1、廃棄物の排出抑制の促進から、次のページ、6、県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進まで計画的に取り組み、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指してまいります。

9 ページをお願いします。

安全な生活環境の確保でございます。心身共に健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取り巻く環境、例えば大気、土壌、騒音、土地の改変について対策を講じてまいります。

10 ページをお願いします。

生物多様性の保全でございます。豊かな生物多様性の恵みを次の世代に引き継いでい

くために、1、生物多様性の保全と再生から4、生物多様性を支える基盤づくりまで、記載のとおり推進してまいります。

11ページをお願いします。

人づくり・地域づくりの推進でございます。機会づくりの観点、地域づくりの観点で記載のとおり、関係機関・団体、地域住民等の皆様と連携・協働しながら、啓発等の取組を推進してまいります。

12ページをお願いします。

各施策を評価するための指標、数値目標でございます。現況値と令和7年度の目標値を記載しております。

14ページをお願いします。

計画の進行管理でございます。PDCAサイクルによる進行管理を行い、その成果を市町村、関係機関等と情報共有し、奈良県環境審議会をはじめ、各分野における協議会等において検討・評価するとともに、県民への情報発信に努めてまいります。

この計画案につきましては、今後、パブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、来年2月議会の本委員会に報告させていただき、3月を目途に策定、公表する予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○杉山食と農の振興部長 私から3件ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目ですが、奈良県豊かな食と農の振興計画（案）についてご説明させていただきます。

資料1をお願いします。

本年4月、奈良県豊かな食と農の振興に関する条例を施行しました。今回ご説明します計画案は、この条例の目的を達成するため、具体的な施策を計画的に推進するために策定するものでございます。

計画の全体構成をご覧ください。本計画は、1、計画の位置づけ・計画期間、2、食と農をめぐる情勢、3、施策の基本方向の3つの章で構成をすることとしており、3、施策の基本方向に記載していますが、Ⅰ、奈良の食の魅力づくり、Ⅱ、食を通じた健康増進と子どもの健全育成、Ⅲ、戦略的な販売の推進、Ⅳ、生産振興の4つの柱立てで整理を行っております。

スケジュールとしまして、本年10月に、小泉委員長にもご出席いただきました奈良

食と農に関する関係者、また有識者で構成します農政推進会議において計画案の概要をご説明申し上げ、委員の皆様から頂いたご意見を反映したものでございます。本日、当委員会で概要を説明させていただいた後、パブリックコメントを実施し、必要な修正を行った上で、来年の2月議会で議決をお願いしたいと考えているところでございます。

具体的な施策の基本方向について説明させていただきますので、資料2をお願いいたします。

I、奈良の食の魅力づくりでございます。まず(1)食の魅力の向上としまして、食の担い手の育成や飲食店の支援等を掲げています。

次に、(2)食の魅力を生かした誘客促進として、食に関するイベントの実施などを上げています。これらの取組により、KGI(重要目標達成指標)といたしまして、観光入込客数を平成30年度の4,421万人から令和6年度に5,000万人を目指すこととしております。

II、食を通じた健康増進と子どもの健全育成では、(1)農産物を生かした健康な食生活の定着促進としまして、農産物を生かした健康に関する研究開発やスーパーマーケット等と連携した食環境の整備を、また、(2)子どもの健全育成に資する食事等の機会の提供では、こども食堂の拡充や子どもが県産農畜産物を食べる機会の拡大等を上げております。これらの取組により、KGIとしまして、令和7年の県民の野菜摂取量を国が目標値として定めている350グラムに引き上げることなどを目指すこととしております。

続いて、資料3をお願いします。

III、戦略的な販売の推進でございます。(1)ブランド力の強化としまして、高品質な農畜産物のブランド認証等を、(2)情報発信と流通の拠点整備としまして、奈良県中央卸売市場や奈良まほろば館といった拠点整備を、(3)戦略的な販売の実施として、主要な販売チャネルに対する販路拡大等を掲げています。これらの取組により、農畜水産業の産出額を平成30年度の417億円から令和7年度に450億円とすることを目標としています。

IV、生産振興では、(1)販売戦略を踏まえた生産振興、(2)生産者の支援、(3)生産環境の整備、(4)研究開発、(5)生産の安定性の確保といった各テーマにおいて、需要に応じた生産振興、生産者の確保・育成、農地マネジメントの推進などの取組を掲げております。こちらのKGIについては、III、戦略的な販売の推進と同様、

農畜水産業の産出額としているところでございます。

奈良県豊かな食と農の振興計画（案）の概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、奈良県食品ロス削減推進計画（案）について、ご説明をさせていただきます。

資料2をお願いします。

国においては、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和2年3月に食品ロスの削減の推進に関する基本方針が策定されたところでございます。県では、この国の基本方針を踏まえ、食品ロス削減に向けた本県の方針や推進施策を取りまとめる奈良県食品ロス削減推進計画の策定に向けて準備を進めているところでございます。

この計画案の策定に当たり、本年10月、奈良県食品ロス削減推進検討会議を開催し、生産者、消費者、食品関連事業者、学識経験者、フードバンク団体の方々からご意見を頂戴したところでございます。本日、当委員会に概要報告、説明をさせていただいた後、パブリックコメントを行い、必要な修正を行った上で、来年の2月議会で議決をお願いしたいと考えています。

計画は、1、計画の基本的事項、2、奈良県における食品ロスに関する現状と課題、3、目指す姿と基本的な方針、4、推進施策、5、各主体の役割と推進体制の5項目で構成しています。

まず、1、計画の基本的事項では、計画策定の背景や意義、法律に基づく計画としての位置づけ、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とする旨を記載しています。

2、奈良県における食品ロスに関する現状と課題では、全国と奈良県の食品ロスの推定量、県民アンケートによる食品ロス問題の県民認知状況を記載しています。

3、目指す姿と基本的な方針では、まず目指す姿は、食品ロス問題をよく知っている人の割合を現状の37.4%から90%に上げること。また、基本的な方針としては、普及啓発による食品ロスの発生防止と未利用食品の食品としての利活用を柱に据えることを考えています。

4、推進施策については、後ほど資料2でご説明申し上げます。

5、各主体の役割と推進体制では、県、市町村、消費者、農林水産業者、食品関連事業者等、それぞれの役割、また本計画の進捗管理等について記載しています。

続いて、推進施策の内容についてご説明を申し上げます。次のページをお願いいたし

ます。

推進施策では、Ⅰ、食品ロス削減に向けた普及啓発と、Ⅱ、未利用食品の活用推進の2つの柱で整理しております。

まず、(1)消費者に向けた普及啓発活動では、広く消費者に向けて食品ロス削減推進フォーラムの開催等の啓発活動を行うことによって食品ロス削減の認知度を高めるとともに、食品ロス削減に向けた自主的な取組を促していきたいと考えているところでございます。

また、(2)農林水産業者・食品関連事業者等に向けた啓発活動として、農業者に向けては規格外品の活用、食品関連事業者に向けては食品ロスの発生抑制の啓発等を行いたいと考えております。

Ⅱ、未利用食品の活用推進では、(1)未利用食品を食品として利用する取組として、フードバンクへの支援やこども食堂への提供を進め、食品としての利活用を推進し、(2)未利用食品の再生利用の取組としまして、やむを得ず発生した食品ロスについては、飼料化やエネルギーとして利用を検討したいと考えております。また、食品ロス削減の取組は、関係機関が連携して推進する必要があるとございますので、(3)市町村、関係機関・団体等への取組支援を記載することとしています。

計画の概要については以上でございます。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザの発生を受けての防疫措置状況についてご説明させていただきます。

12月5日、五條市の農場で飼養されている鶏について、簡易検査においてA型インフルエンザの陽性が確認され、奈良県特定家畜伝染病防疫対策本部会議で決定した対応方針に基づき、直ちに防疫措置を実施しているところでございます。

発生の状況については、議員各位にもメール等で速報的にはご案内させていただいたところですが、本日改めてご説明させていただきたいと思っております。

1、養鶏場の概要、五條市にございます約7.7万羽の採卵鶏を養鶏しておられる農家で発生しました。

経緯でございます。12月5日土曜日9時40分、養鶏場から県の家畜保健衛生所に30羽ほど死亡しているという一報がございました。すぐに家畜防疫員が現場へ駆けつけて立入検査で検体を採取し、簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザの陽性が確認をされた状況でございます。この時点ではPCR検査をやっておりませんので、

高病原性という確定はないところでございますが、一月ほど前から香川県をはじめ全国で発生している事例では、この簡易検査の段階で陽性だった部分が、PCR検査でも100%陽性だったことから、ほぼ高病原性だという判断をしまして、同日19時に県の対策本部会議を開催して今後の対応方針について決定したところでございます。

夜中12時に県のPCR検査の結果が出まして、それを農水省に報告をし、確認の結果、高病原性鳥インフルエンザに疑似患畜と判定。この時点で、正式に陽性という判断になったということです。

朝の6時に自衛隊に災害派遣要請を行い、10時から当該農場において殺処分を開始しました。あわせて11時に池田道孝農林水産大臣政務官が来庁され、万全な防疫措置の実施と早期の抑え込みに向けた連携について知事と確認を行ったところでございます。

7日月曜日8時、自衛隊撤収でございます。自衛隊は、6日10時の殺処分のときから一緒に活動していただいて、おおむね殺処分のめどが立ってきた7日8時で撤収をしていただきました。午後から御所市に所在する一般廃棄物処理施設において焼却処分を開始したところで、同日18時9分に7万7,000羽余り殺処分が完了した状況でございます。

人員体制ですが、自衛隊が242名、これは実人員でございます。現場で100人が絶えず5時間交代でずっと、おおむね20時間強、活動していただいた。また、県職員につきましては、2交代で、全庁を挙げて現場に入らせていただいて、9日9時の時点で1,700名余りの職員が現場で作業した状況でございます。

現在の対応状況でございます。

移動制限等の設定と周知ということで、移動制限区域は発生農場から半径3キロメートル以内でございます。こちらにおいて、家きん、卵などを区域内にある農場外への移動制限措置、あわせて搬出制限区域は、その3キロメートル外の円周で、3キロメートルから10キロメートルの範囲内について、家きん、卵など、その区域の区域外への移動の制限。ですから、当該区域内での移動は可能といった措置を講じることによって、蔓延の防止措置をとっている。その2つの区域内には12戸の農家がございますが、そういう状況になっていることとあわせて、防疫措置をきちっとやっていただくことの周知・指導をさせていただいているところでございます。

消毒作業でございます。県内全ての養鶏農家に対して消毒用の消石灰の配付、これは従前から農家の方に、香川県で出て以降、かなり積極的にまいていただいておりますが、

改めて全ての農家に配付を県からさせていただいて衛生管理の徹底指導をさせていただいている。

また、感染拡大防止のために、消毒ポイントということで、出入りする車両等の消毒する箇所を3か所、北和地域にも1か所大和郡山市にポイントを設置して対応している。

その他焼却作業でございます。先ほど7日月曜日からと申し上げましたが、御所市に所在する施設において開始。早急に焼却処分を完了させるために、他の施設のご協力をいただきまして焼却処分を実施し、17日までに全ての鳥の処分を目指している状況でございます。

5施設での焼却を予定してまして、御所市の施設は7日から、橿原市、天理市、葛城市は10日から焼却処分を開始していただく。大和高田市は14日。これは、炉の改修等と重なっており、その準備ができ次第ということで14日からお願いできると確認させていただいているところです。

最後に、風評被害の防止でございますが、県のホームページにおいて、家きん肉、または卵等の食品の安全性を周知させていただいておりますし、この状況について報道機関への情報提供の際にも、この点は再度お願いさせていただいているところでございます。

昨日、大分県と和歌山県の紀の川市でも発生したという報道がございます。奈良県でも五條市で起こっていますけれども、香川県、あるいは宮崎県では複数の農家が引き続いて出ている現状がございますので、まずは今回の農場について早急に対応することとあわせて、ほかの農家で発生しないように万全を期していきたいと考え、その取組をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 鳥インフルエンザで大変ですけれども、本当にご苦労さまです。

それでは、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○植村委員 まず、鳥インフルエンザの今の報告についてお聞きしたいと思うのですが、分かる範囲で結構ですので、よろしくお聞きしたいと思います。

自衛隊の派遣に関して、自衛隊法第83条に基づいて災害派遣要請をされた、大久保駐屯地より242名の方々に来ていただいて対応していただいたということで、非常に感謝を申し上げたいと思うわけです。そこで、確認の意味でお聞きしたいのですが、テレビでも言っていましたけれども、新型コロナウイルス感染症の対応で旭川市にも自衛隊の看護官の派遣が本日から行われたとお聞きしております。災害や新型コロナ

ウイルス感染症の対応で多忙を極めていると感じているわけですが、この自衛隊法第83条に基づく派遣要請に至った理由があったらお教えいただきたいと思うのです。

○杉山食と農の振興部長 殺処分等の防疫対策というのは、基本は都道府県の責任においてやるべきものでございます。ただ、今回の農場は県内でも大きな部類の羽数のところなんです。早急に処理を行う必要があることから、今回の農場については自衛隊にお願いしたところなんです。規模次第でその都度状況を見て判断することになると考えております。

○植村委員 その規模の大きい小さいが、私もどの程度か分からないのですけれども、県内で今後ほかでも起こることもあるかも分かりません。どれぐらいの規模の農場があった場合に自衛隊に派遣要請しようという基準を持っておられるのでしょうか。

○杉山食と農の振興部長 香川県の事案が出た時点で、大久保駐屯地から、もし奈良県で発生したら、どこまでなら県で対応できますかという事前の相談がございました。そのときはおおむね5万羽程度までは県だけで頑張りますということで、一つの目安で5万羽という目安を持っている。ただ、例えば今は小さいところでも、もう1か所起こってしまうと、県で対応できるかという非常に難しいと思います。5万羽を一つの目安としては持っていますが、重なってきたり、それ以外の要素等も勘案して、そのときの状況で、それよりも少なくとも自衛隊にお願いする可能性は十分あろうかと思えます。

○植村委員 今、5万羽というのが一つの目安と教えていただいたわけですが、それはそれでそういう判断でしていくというのが、都道府県によって様々あると思うのですけれども、基本的に自衛隊に要請するのは人命がかなりかかっているときです。災害だとか、原子力の事故だとか、緊急に人命に関わってくるようなものに関して自衛隊が最後の要であるということでやるのはいいのですけれども、今回の鳥インフルエンザの場合には、私も聞くところによると人には感染しないと聞いているわけです。そういった点を踏まえながら、私たちも何でもかんでも自衛隊というのではなく、できることに関してはもちろん自力でやっていくのが当然だと思うわけです。困ったら何でもという感覚で私自身も思っはいけないと思っておりますので、その点だけ注意しなければいけないと思います。

続きまして、観光関係に関して質問させていただきたいと思えます。

まず、前回、資料要求させていただきまして、今回、令和3年度に向けたMICE推進について（案）という形で出させていただきました。非常に短期間でよく調べてやっていただいたと思っております。この内容についてご説明いただきたいと思えます。

○山口MICE推進室長 MICE誘致の計画について、ご説明させていただきます。

MICEの誘致活動につきましては、全般的に県が主導的に実施しているところでございますけれども、誘致活動は県、開催支援は奈良県ビジターズビューローが中心となって進めております。誘致活動は県が実施しているところでございますけれども、主催者への切れ目ない支援のため、奈良県ビューローと連携しながら進めているところでございます。

また、奈良県コンベンションセンターの運営委託事業者でございますコンベンションリンクージも、県外大学と独自のチャンネルを生かして活動を進めているところでございます。

主な役割分担につきましては、県主導により、開催情報の収集や誘致ターゲットの選定をし、奈良県ビジターズビューローやコンベンションリンクージを含めた3者で分担して誘致セールス活動をしているところでございます。

セールス後のフォローでございますけれども、県と奈良県ビジターズビューローとで主催者に対して継続的に、会議、宿泊施設やエクスカージョンのメニューなどの情報提供、視察受入れの実施、開催が決定した後は奈良県ビジターズビューローが中心となり各種手配や当日サポートなどを実施する流れとなっております。

また、効果的・効率的な営業活動を展開するために、月に1度程度、県、奈良県ビジターズビューロー、コンベンションリンクージの3者による打ち合わせを実施しまして、情報及び課題の共有を図っているところでございます。

次に、誘致ターゲットの選定でございますけれども、最重点ターゲットを大規模やグレードの高い国内外会議、中でも経済波及効果が高い医学系・工学系の会議を設定しております。その他MICEの「M」でございますミーティング、「I」、インセンティブツアー、「E」、イベントにつきましても、優先ターゲットを設定して、それぞれ効果的なセールス活動を実施しているところでございます。

今後とも、県、奈良県ビジターズビューロー、コンベンションリンクージ、3者それぞれの特徴を生かし、連携の上、積極的、効果的なMICEの開催誘致に努めていきたいと考えております。

○植村委員 前回質問させていただいたときに、今後の計画、どのようなターゲットをもくろんでいるのかというところを聞いたかったわけですがけれども、今回の説明でかなりよく分かりましたし、これに併せて様々な協議もさせていただいたと思いますので、こ

れも一定の評価をしたいと思っております。

その上で、今後の課題も踏まえながら数点お聞きしたいと思うのですが、特に3者によるMICE推進の展開、これは月に1度、3者が打ち合わせをされる。これは非常にいい試みだと思います。前回の質問のとき、一体誰が主導となってやるのかをお聞きしていたわけです。それをこのように整理していただいたのが非常に良かったと思います。

そして、それぞれの強みを生かした営業活動も非常にいいと思います。特に2人1組で営業に回っていただけるということで、この連携は非常に重要だと思うわけですが、もう少し具体的にお教えいただけないでしょうか。

○山口MICE推進室長 セールス活動につきましては、先ほどもご説明しました県と奈良県ビジターズビューロー、もしくはコンベンションリンケージが2人1組で3者それぞれの強みを生かして実施しているところでございます。例えば県と奈良県ビジターズビューローの場合、県内ネットワークの強みを生かし、現時点でございますけれども、主に奈良県立医科大学の先生からセールス活動を展開しているところでございます。

また、県内企業のつながりをきっかけに、大手企業の会場視察まで実施していただいた事例も発生しておりますので、これからも強固に進めていきたいと考えているところでございます。

○植村委員 ぜひ互いの強みを生かして頑張っていただきたいと思うのです。資料の2枚目、営業ターゲット（R2抽出成果）のところですが、合計したら271件ということです。アフターコロナでの観光振興から考えて、非常に重要な課題になってくると思うわけですが、この271件のMICE、コンベンションが成功したら、経済効果は大体どれぐらいか。企業の場合には、販売目的の中で計画、見込金額を出してくるわけですが、もし雰囲気に分かっておられるのであれば、お聞かせいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○山口MICE推進室長 MICEの経済効果でございますけれども、参加者による宿泊、交通、飲食等の消費に加え、主催者による企画運営、施設利用など、多額の主催者消費が発生するものでございます。多様な主体による消費活動が期待できるMICEは、開催地及び全国に大きな経済波及効果をもたらしているところでございます。

MICEの経済効果につきましては、様々な測定方法がございますけれども、観光庁がMICE開催による経済波及効果測定のための簡易測定モデルという測定ツールを提

供しているところではございますけれども、算定につきましては会議個別に具体的な数値が求められるものでございます。営業段階の現時点で経済波及効果について算定することは困難な状況でございます。

なお、観光庁の調査によりますと、国際MICE開催による経済波及効果、これは全国の方でございますけれども、平成28年開催分で、国際MICE全体の総消費額が約5,384億円に対し、経済波及効果はその約2倍の約1兆590億円となっています。加えまして、雇用創出効果は約9万6,000人、税収効果は約820億円と見込まれているところで、大きな成果が期待できるものでございます。

今後とも、県内の経済波及効果を最大限引き出すようなMICE誘致に取り組んでいく所存でございます。

○植村委員 今後詰めていく中で、営業活動に2人1組で行っておられるということも、形が見えてくると、やる気がいっぱい湧いてきます。県民の皆さん方も、私たちも期待を寄せるところでありますので、目標数値も見える形で進めていただきたいと思います。

それから、最後にもう1件お聞きしたいのですけれども、まずこの計画、このターゲットを、今おっしゃられた期待すべき金額や人材、そういった中で取り組んでいこうというのは今の説明で分かりましたし、しっかり頑張っていたきたいと思うのですけれども、ただこういった大きな大会ほど、各団体が計画される期間が長くなってくるのです。かなり大きいものだと10年後、小さいもので、大体3年後、4年後というものがあると思います。そこそこのコンベンションセンターを使ってやろうという規模の2,000人規模で、しかも学会といったところになると、当然早くから誘致活動に各都道府県が動いているわけです。

そういった中でやるとすると、MICE推進室で担当していくとおっしゃられることは非常に意気込みもよく分かりますし、頑張っていたきたいと思うのですけれども、ネックになるのが、前回も申し上げましたけれども、公務員の場合は転勤が出てくるわけです。大きな大会を誘致しようと思えば、フェーストゥフェースが必要になってくるわけです。奈良県の何々さんがいるから、あの人に言うといろいろなオプションも考えてくれる、こういったお話が出てくる、出していないといけないわけです。そういった中で、人材育成が非常に重要になってくると思うのです。MICEの奈良県におけるスペシャリストの育成が非常に重要な鍵となると私は考えます。転勤、異動という壁があるわけですが、人材育成に関しては3者で、特に奈良県ビジターズビュー

一ローとどのようにしていこうと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○山口MICE推進室長 MICEの開催誘致につきましては、誘致側と主催者との人と人との信頼関係が重要であると認識しています。このため、営業活動に当たりましては、県と奈良県ビジターズビューロー、もしくはコンベンションリンケージ職員が、複数で対応しているところがございます。ただ、県職員の異動に伴いまして築いてきた関係やノウハウが薄れないように、職員間の引継ぎなどを細心の注意を払っていく所存でございます。

また、奈良県ビジターズビューローにつきましては、前身の団体の一つでございます奈良コンベンションビューローから在籍している職員が引き続きMICE誘致業務に携わっており、組織としてノウハウの継続性には配慮いただいているところがございます。

今後も顔の見える関係の構築、継続性の維持に留意しながら、県と奈良県ビジターズビューローが連携してMICE誘致に取り組んでいく所存でございます。

○植村委員 ぜひその3者の関係、特に奈良県ビジターズビューローの前身の奈良コンベンションビューローから受け継いできている流れ、伝統をしっかりとMICE推進室で主導していただいて、フェーストウフェースで大きな大会を勝ち取っていただけるように、奈良はやっぱりいいなあ、立派なコンベンションセンターがあるなあと言っただけのようにやっていただきたいと期待を込めてお願いしておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○杉山食と農の振興部長 先ほどの鳥インフルエンザの関係で、1点説明が不足していた分を補足させていただきたいと思ひます。

先ほど植村委員から、人にはうつらないというご発言がございましたが、家きん肉、あるいは卵を食べてうつったという報告例はございませんので、そこは安心して食べていただいているのですけれども、このインフルエンザは人畜共通です。ですから、現場に入っている作業員は、特に呼吸器系ですけれども、そこでインフルエンザに感染する可能性がございます。実際に、作業に入る職員は、入る前に健康チェック、作業が終わってくると保健室の医師で健康確認をした上で、10日間は潜伏期間がございますので、タミフルを処方します。体調に何か異常があれば、職員用に専門窓口を設けております。そのまま不安で病院等へ行ってしまうと、万一鳥インフルエンザに罹患して広

げたら具合が悪いですから、その受診の調整も県できちっと行うということを、先ほど説明が漏れておりました。申し訳ございませんでした。

○小泉委員長 いいですか、植村委員。

○植村委員 ありがとうございます。ただ、そういう発症例は実際に出ているのですか。

○杉山食と農の振興部長 いつどこで出たというのは承知しておりませんが、医学的にはなるということで、恐らく過去に例があって、医療の臨床の事実としては、そういう評価をされているということでございます。いつ起こったかは把握していませんけれども、それは事実なので、うつる可能性は当然あるとご認識いただいていると思います。

○植村委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 それでは、それぞれまだ各委員から質問がございますけれども、ここで休憩したいと思います。50分に再開しますので、よろしくお願いします。

14:40分 休憩

14:53分 再開

○小泉委員長 それでは、再開しますので、質問の方、挙手をよろしくお願いします。

○樋口委員 私からは4点ございます。

まず1つ目ですけれども、奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（案）についてです。

この中で目標値をいろいろと挙げられているのですが、木材生産量の令和7年度の目標ということで、A材11万立方メートル、B材2万立方メートル、C材7万立方メートルとされているのですけれど、このうちC材については燃料チップ用の原木ということで目標を上げられています。このA材、B材の11万立方メートル、2万立方メートルの根拠はどういう形で出されてきたかまずはお聞かせいただけますでしょうか。

○大谷林業振興課長 A材とB材の目標値の設定の考え方ですが、A材につきましては、現在は約10万立方メートルの生産をしております。ほぼ現状に近い数字に設定しております。B材につきましても2万立方メートルということで、ほぼ現状、16万立方メートルから目標の20万立方メートルに上げる目標につきましては、主にC材が増材するという目標設定にしております。

○樋口委員 現状の生産量をそのまま当てはめているということですがけれども、需要側から見たときに、需要に対しての供給という形での量になっているのかどうかお伺いし

たいのです。先ほど申し上げましたように、C材はチップということで、バイオマスの燃料にする部分と、余ればパルプ材に持っていけるということで、行き先が割と明確だと。

これは決算審査特別委員会のときも触れた部分ですけれども、要は需要があって、それに対して供給ができないと、例えば需要がないのに供給だけやってしまうと価格を下げていくような方向に入って、収益が下がるという話にもなります。さらに言えば、この木材の生産量に対してこれだけの面積を施業していきましようと考えて、さらにそこにどれだけの人を充てるという、人材確保も先ほどの計画にありましたけれども、そういうものが全部連動してくるのです。そう考えていくと、最終行き先がどういう製品で、どういう市場に対して提供できるのか、そこをつかみに行けるのかどうか非常に大事になってくる。

今のA材、B材というのが、現状に対してほぼ一緒ですという話であれば、現状について、A材、B材はどういうところに、どういう製品で、どういうマーケットに対して供給されているのか県で把握できているのでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 現状、需要につきましては、今までA材、製材用材と言われるものとB材、合板用材と言われるところがございますけれども、特に製材用材につきましては住宅資材として一般の住居等に用いられてきたところがございますが、人口減少等の影響もございまして住居の伸びが今後見込めない状況もございます。その中で、今般、商業用の施設についても木材を利活用していこうという動きが新たに起こっていますので、そういったところの需要等も見極めながら、新たな販路の開拓に努めてまいりたいと考えています。

また、合板用材につきましては、大口の需要先、大規模な工場等がございますので、県外でございましてけれども、そういったところに県産材を積極的に出せるような取組を進めてまいりたいと考えています。

○樋口委員 今は需要が見込めるということですね。これは定量的に押さえて、5年間マーケットがどう動いていくかを見ながら、この供給目標値を達成していくということですから、要はマーケットをどう考えていくかという視点が非常に大事になってくると思います。そこを追いかけられるようにマーケットにどれだけのものがあるかという現状、あるいはそれがどう動いているかという現状を押さえていただきたい。これは今後この計画の進行管理をしていく段階でぜひやっていただきたいと思いますので、よろし

くお願いします。

2点目、奈良県環境総合計画（案）ですけれども、先ほどのご説明の中でも脱炭素社会というキーワードが強調されていたと思うのです。その脱炭素に向けてということで、自動車に関してガソリン車はやめていきたいと思いますという流れがあります。イギリスでは2030年にガソリン車の新車販売をやめましよう、アメリカでもカリフォルニア州が2035年にやめましよう。日本でも経済産業省が2030年代半ばにガソリン車の新車販売をやめましよう。こうやってガソリン車をどんどんなくす方向に動いている。そうすると、取って代わるのは、ここには次世代自動車という言い方をしていますけれども、モーターで走る電気自動車です。燃料電池の話も出ていましたけれども、それが普及するかしらないかは、まずは電気自動車であれば航続走行距離を一定に保つためのバッテリーの開発が技術的には求められることと、急速充電ができるステーションをどれだけ造るかということ。燃料電池に関しても、水素ステーションがどれだけ普及できるかにかかってくる。

この辺が大きな課題になってきて、県としてどこに関われるのか。このステーションを増やしていくというところに一定程度役割があるのではないかと。自らそれを設置するところのごく限られるとは思いますが、今あるガソリンスタンドなどに、そういうものを併設させていくようなことを考えていく必要がある。

奈良県次世代自動車充電インフラ整備計画が、平成29年3月に改訂されているのですけれども、こういうものをつくっているということは、そういう意識はあるということだと。これは国の補助があるのでということかもしれませんが、この計画の本編の案を見ていると、その辺が全然読み取れなくて、脱炭素だと言いながら、割と大事なところが抜けているような感じもしました。その辺りどう考えておられるのかお伺いしたかったです。どうでしょうか。

○池田水資源政策課長 まず急速充電でございますけれども、県としては県庁に1件と橿原総合庁舎に1件ございます。走行距離の関係で大体30キロメートルに1つは確実に急速充電器もしくは充電器を設置しようという考えを持っております。現在、県内では10か所を予定しておりますけれども、そのうちの8か所について、県南部、山間のほうに設置しております。平野部は、民間の力を借りて、商業施設などで徐々に普及しており、そういった心配はないと考えております。

○樋口委員 今進めている分を実現できれば、それで必要十分であるということがいい

のですか。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 計画を進めていくわけですがけれども、一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、エネルギー政策、技術革新は、政府と一緒にやっていくのだらうと思っています。その中で地域として何ができるのかということになります。車ということになりますと、次世代自動車の導入促進というところで駆け込みできないところもあろうかと思えます。これは5年で考えるのではなく、もう少し先を見ながら、どう進めていくのか、計画を詰めていくのが大事だと思っています。

水素ステーションにしても、充電にしても、県とすればやり始めたぐらいのことです。これから車社会がどう変わっていくのかによって、官ベースもそうですけれども、民ベースも動いていくと思えます。1つご理解いただきたいのが、温室効果ガスを出すということと、吸収するということが、吸収しなくても温室効果ガスがゼロになるのが一番いいのですけれども、なかなかそうはいかないので、出すほうと吸収するほうでプラスマイナスゼロにしないといけない。これが今、総理大臣が言っている実質ゼロで、現状は、出す量に対して吸収する量の割合が日本国の場合は数%です。だから、9割以上を圧縮していかないと、減らす増やすをしないと2050年に達成しない。国の大きな動きが起こってくるのだらうと思っています。

車もそうですけれども、創エネ、畜エネ、省エネ、そういった一人ひとりの暮らしの中での動きも大事。森林の話も一般質問で申し上げましたけれども、山を大事にしてしっかり吸収していく。

樋口委員お述べのように、まだまだ不十分なところがあるのは認識しております。これからこの5か年計画ですけれど、5か年で当然プラスマイナスゼロになりませんので、その先を見据えてやっていく。

この計画については、今ご意見を頂きましたので、その辺を頭に入れて3月末までに書換え作業をしたいと思えます。

○樋口委員 あまり事細かくは書けないと思うのです。スタンダードがどこになるかは読めないところもある。ただそこを意識していただきたいということと、それを一定の文字にさせていただく必要があると思えます。

これは終わっておきます。

次に行きます。3点目です。奈良県の豊かな食と農の振興計画（案）についてですけれども、農業の収益性を上げていくという話が、生産のほうでメインになっていくのか

と。リーディング品目などをどんどん推し進めていきたいと思いますという話があるのですけれども、少し危惧するところがあって、日本の食の大きな課題は自給率の話だと思うのです。2030年度における品目ごとの食品消費の見通し及び生産努力目標が設定されているところで、熱量ベースのものであったり、額をベースにしたものであったり自給率は押さえておられるのですけれども、供給熱量ベースで45%、生産額ベースで75%が国の目標として設定されているのです。

こういう食料自給率の向上に向けて、奈良県としてどう取り組むというところが見えない。当然、適材適所で、米とか小麦になると、東北、北海道がよろしいという話になってくると思うのですけれども、奈良県はどういう役割を果たすのかを一度認識しながら考えていただく必要がある。

例えば水田、米については、生産高をたくさん上げていきたいと思いますという品目ではないかもしれませんが、効率がそんなに上がらないということもあります。ただ、兼業農家がやっているのはほぼ米です。こういう米をどう維持するのか。これは環境を維持するという側面からも水田を維持することの重要性は前から言われていますけれども、そこはどうするのか。今の計画の中では、それが全く触れられていないと思うのです。そういう部分も含めて食料自給ということで、どの部分を県として担保していこうとするのか。そういう役割を果たした上で、農家を維持していくために収益性は大事ですから、ここはやりますというロジックは一定必要ではないかと思うのです。今の計画の中でどういう形でその辺が触れられているのかお伺いしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 食料自給率にかかわる部分の計画でございますが、まず奈良県のカロリーベースの食料自給率は15%ぐらいで、全国平均と比べてもかなり低い状況でございます。これは、他府県と比べて人口が多い割には農地面積が少ないことや、生産量も連動して少ないということがあります。やむを得ないと言うと怒られるかも知れませんが、そういうことは一因だと考えています。

樋口委員お述べのように、確かに規模が小さいということがございます。食料供給という面で考えますと、米はカロリーとしては大事なものになってきますが、野菜と比べますと生産性が低いということで、一定以上の農地面積を集約して栽培していくということが必要になります。既に現在、農地中間管理機構におきまして、やる気のある農家や農業法人に、農地を集積して20ヘクタールという規模で米づくりを展開するという

ものがありますので、そういった形をさらに広めていくという視点が大事だと思っております。それは、この計画の中にも入れております。

また、特定農業振興ゾーンを設定して農業の振興を図るということで、水田を使って米ではなくイチゴなどの高収益作物を導入して農地の有効活用を図り、自給率の向上までできないかも分かりませんが、維持していくことが非常に大事だと考えております。

一方、なかなか自給率に貢献できるような土壌がありませんので、計画の中では、農の果たす役割、食を支える農の振興ということで、野菜生産に力を入れることで県民がビタミン・ミネラル等の供給を栄養面で受ける、また県民や観光客においしい食事を提供する食材を提供していくといった役割を果たしたいということです。主要施策の一つとしまして、食を通じた健康増進と子どもの健全育成など、食の魅力づくりに関する施策も盛り込んで力を入れたいということで、農地を基盤的に支えていく部分と食の部分を一体的にやっていきたいという考えで整理しております。

○樋口委員 どこに力を入れていくかは、先ほど適材適所と言いましたけれども、奈良の強めていけるところに力を傾注していく、これは当たり前の話だと思います。集約化も、これは当然のこと。ただ、長期的に見れば、全部集約できて大きくできればいいと思うのですが、ただ短・中期的に実現可能性から考えますと、結局、先ほど触れました兼業農家さんが持っている少し小さめでやっておられるようなところはどのような形で維持していくのか。しないのかも含めて選択していかないといけない。集約化のプランを考えていく中で、その辺は精査していくとは思いますが、隙間にあるものをどう扱っていくのか考えておかないと、そこをゼロにしてしまうと、日本としてもたないような話になると思うのです。その辺の扱いをどうするのかも含めて考えを巡らせさせてもらいたいというのが1点、恐らく現状なり課題なりを押さえていくときに食糧自給の話は出てくると思うのですが、それを県としてどう受け取ったか、これは私の希望ですが、何か記載してもらえたらありがたい。

全国で奈良県が果たす役割として、先ほどの野菜で栄養価という話がありましたけれども、そういう部分でもいいのです。量では補えていないけれども、質の部分、あるいは栄養価で考えるというところがあれば、それはそれで一つ主張としてはあるのだから、そこは書き切ったらいと思うのですが、ぜひそういうところは押さえていただきたいと思っております。

最後ですけれども、奈良県食品ロス削減推進計画（案）についてですけれども、これは全国の食品ロスの現状を数字として上げて、そこから県の推定量を上げられています。これに対して、ほかの計画には目標値があるのですけれども、配られている資料の中に記載はないのですが、何か考えているのでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 食品ロスの計画の中に目標値がないということですが、一応周知していくということで、食品ロス問題をよく知っているの割合を9割にしようというのを掲げております。食品ロスの発生量をどれだけ減らすかという点は、現状は推計に頼らざるを得ない状況であります。それをもって削減の数値目標を示すのは難しい状況になっております。

具体的には、県内では奈良市と生駒市において家庭系の食品廃棄物の実態調査をやっていたいております。そういうことが広がることによって、実際の量が経年で追っていきえると思いますが、今のところ目標数字として書き上げるところまでは精度が高くないと理解しております。

今年度、県の計画をつくり、来年度以降、努力的な呼びかけにはなるのですが、市町村計画を策定していただく方向で考えております。計画をつくっていただき、各市町村において実態調査もやっていただければ、次の段階では具体的にそういう目標も示していけるのではないかと考えているところです。

○樋口委員 今、言っていただきましたように、生駒市はごみの減量計画をつくる段階でモデル地区を決めて、計量して、どのようなごみがどれだけ混ざっているかを確認して、食品ロスがどれだけということではなく、生ごみが結構多いのでこれをいかに減らすかというところを議論していたところです。この後に市町村の計画をつくっていきます。その段階で実態調査をやります。これはぜひやってくださいということですが、事業者といってもいろいろあります。飲食店もあれば、コンビニもある、あるいはそこに卸している加工場があるということで、どういうところで、どういう種類のロスが発生していて、家庭でどうだという、その実態が分かって初めてどこを押さえ、あるいはどこをつないでいこうかという話ができると思うのです。

概念としては、そういうものがあって、フードバンクも含めて一部そういう動きが出てきています。ただ、それを量で押さえたときに、その動きだけで十分かどうか、もっと増やさないといけないのか、あるいは流通を考えたときに、どこに限界があるのかと

ということで試行していくと、その取組の課題、あるいは解決法が見えてくるのではないかと思いますので、丁寧にこの数字を見ていただきたいと思います。これからこの計画を進めていく段階で、そういう数字を拾って、次の取組をどうしていくか、課題は何だというところをぜひ押さえていただきたいと思いますということで、これはお願いしておきます。以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

○中川委員 まず、奈良県デジタルズビューローにつきましては、運営面も含めましてしっかりと目を向けていただきたいと思いますと思っております。これは質問ではないのですけれども、先日、新聞を見ておりましたら、今年度の第4回理事会がございまして、不祥事を受けて運営の改善に向けた取組としてこういうことをやるという記事が載っていました。そういったレベルの話はまだやっていたのかという気持ちで読んでいたのですけれども、引き続き指導も含めてやっていただきたいと思いますと思っております。私も詰めるところはやり切ったと思っておりますので、今後は行政的な枠組みの中で粛々と自己改善に向けてもらえたらと思っております。

質問に入りたいと思います。

まず、豊かな食と農の振興計画につきまして、こちらは今年3月の予算審査特別委員会で、種子法の改正について質問をした際に、安定的な生産を担保するといった文言を計画に明記することも含めて検討していくといった旨の答弁をいただいていた。この計画案の中で、3枚目、IV、生産振興、(5)生産の安定性の確保の中で種苗の安定供給と保存という項目がございましてけれども、この箇所がそうだという理解でよろしいでしょうか。

これは概要版でございまして、具体的にどういった内容で書くつもりか、現時点で言える範囲がございましたら、あわせてよろしく申し上げます。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 種子法につきましては、改正があったということで、主要農産物の優良種子を栽培農家に安定供給すると共に、伝統野菜の種子の保存と本県農業の振興、地域の活性化にとってとても重要なことだと認識しているところです。

この計画の中では、中川委員ご指摘の箇所になるわけでございます。具体的には、簡単ではありますが、米やイチゴ等の種苗の安定供給を図りますというのが1つ、もう一つは、ジーンバンクで在来種等の種子を保存していくことです。この2点を明記したい

と考えております。

○中川委員 ありがとうございます。

従来の県の施策としましては、米麦改良協会とも協定を結んでいただいていますし、一定の実効性はあると思うのですけれども、この計画を改めて変えていただく。パブリックコメントでも、こういった箇所への注目が高いと思いますので、充実した書きぶりにしてもらえたらと思っております。

次、奈良県の特産という言葉の定義につきまして聞きたいと思っております。

先ほどの「奈良まほろば館」にも関連する話ですけれども、奈良県の特産、またそれに準じた表示をする場合、どのようなハードルを設けているのかという課題意識から質問するものです。

例えば、ミカンでいいますと、今は知りませんが、一昔前は奈良県内も含めて紀伊半島の辺りだとれていたら、どこのミカンであっても「有田みかん」と書かれた段ボールで送られていたといった話も聞いております。梅でいいますと、和歌山県側の紀州と三重県側の東紀州も販売される際に曖昧になっていると生産農家の方からお聞きしました。これが奈良県特産だという自信を持って発信するためには、基準が確かであればならないと考えておりますので、ございましたらよろしく申し上げます。

○田中農業水産振興課長 販売の意味での特産品という形では設けていないのですが、重点的に生産振興を行う観点から、県産農畜水産物を牽引する主要農産品目を「リーディング品目」ということで、カキ、イチゴ、キク、茶、大和畜産ブランド、金魚を選定しております。また、将来性が期待される成長品目を「チャレンジ品目」ということで、大和野菜、ダリア、イチジク、鮎等を選定して重点的に生産振興を行っているところです。さらに高品質な農畜水産物のブランド化を進めるために、「奈良県プレミアムセレクト」というブランド認証制度を創設しました。これは外観の基準だけではなく、果物では糖度、お肉ではオレイン酸含有量等、品質面で優れた特徴を持つ3品を生産・販売する団体を認証し、現在、イチゴのアスカルビーと古都華、カキの富有とハウス栽培の刀根早生、ナシの二十世紀、大和牛の認証基準を設定しているところでございます。ということで、それを特産品ということでPRしていきたいと思っています。

○中川委員 ありがとうございます。

一定の基準がご紹介のとおりあったということです。ただ、加工品ではなく、生産した果物そのもの、野菜そのものなので、今直ちに県内で加工したものというハードル

を設けろと言うつもりはないですけれども、他府県の事例も含めて研究してもらいたいと思っております。

次、スマート農業の推進につきまして質問したいと思います。

豊かな食と農の振興計画の中にも一部記載があったのですが、奈良県内におけるスマート農業推進の施策につきましては、実証実験を昨年からはじめていたと思うのですが、現在どのような状況でしょうか。

○田中農業水産振興課長 本県では、スマート農業の実証事業ということで、農林水産省の事業を活用して2つ取り組んでおります。昨年度から取り組んでおりますのが、近畿大学等と共同で実施しておりますスマート農業技術加速化実証プロジェクトでございます。1つは五條市のハウス柿施設におきまして、温度や日照等の環境を複合的に制御する機器を導入し、スマートフォンで遠隔操作することにより、かん水等の省力効果を実証しています。

また、下市町の露地柿ほ場におきましては、リモコン草刈り機による除草作業やアシストスーツによる収穫物の積み込み作業の省力効果のデータを収集・解析しています。

2つ目は、労働力不足の解消に向けたスマート農業実証ということで、本年度からJAならけん西吉野柿部会が中心となり、西吉野柿選果場においてやっている実証事業であります。センシング技術に基づく自動選果による大規模柿産地の選果作業の省人化ということで、現在、作業員が行っております柿果実のカメムシなどによる被害果実の選果におきまして、6つの方向から見えるようなAI搭載の外観センサーを用いて人と同程度に選果できるシステム開発を行っているところでございます。

○中川委員 ありがとうございます。

先日、生産農家さんにお話を聞いていた中で、スマート農業をやろうと思っているけれど、一番欲しいのは金銭的な補助だという話もしていました。ただ、機器も高いものが多いですし、金銭的な補助はこれからの課題だと伺っています。

金銭的な補助は難しいとしても、こういった実証実験を通じて得られたノウハウを蓄積して提供していくのはどんどんしてほしいと思っています。

例えば、これぐらいの傾斜地であったら、こういったモデルの機器が費用対効果で一番適している、あるいはそもそもスマート農業を導入するのであれば、こういった形状では場を事前に整備しておく必要があるといったアドバイスもできる状態にしてほしいと思っております。

実証実験、2件動いているという話ですけれども、行政の枠組みの中でいいますと、案件も限られてきますので、民間でやっている実証実験もあるということでしたら、さらにも目を向けてもらって、情報交換を通じて知見を蓄積してもらいたいと思っております。

具体的には、五條市西吉野の王隠堂農園さんが自前で実証実験を今から始めるといった話も聞いております。行政以外の民間での実証実験につきましても情報収集を積極的にしてほしいと思っているのですけれども、そういった姿勢でやっていただけますでしょうか。

○田中農業水産振興課長 今、国の実証事業は、各地で行われておりますし、今、中川委員がお述べになったように、まだまだ機械が高いというところと、それをどういう場所で効果を発するかは非常に課題となっております。その辺りも分析しながら、奈良県の地域の特徴に合ったような機械をどう普及していくか、いろいろな情報を得ながら考えていきたいと思っております。

○中川委員 ありがとうございます。

次、環境総合計画の災害廃棄物の部分につきまして聞きたいと考えています。

災害廃棄物は一般廃棄物に分類されるのですけれども、産業廃棄物の観点も交じえた連携をどういった形で想定されているのかでございます。

災害廃棄物をめぐりましては一般廃棄物に区分されるのですけれども、実際に集積されますと、いろいろなものが集まってきます。産業廃棄物に関する知識も必要になってくるけれども、市町村は一般廃棄物しか扱っていないのでなじみがない。どのように区分したらいいのか、まずは戸惑いから現場がスタートすると被災地の職員から聞いております。

そこで、産業廃棄物を所管するのは県でございますから、県が市町村と連携して、県が直接でなく、事業者を通じてでもいいのですけれども、ノウハウを提供できるように備えておく必要があると思うのです。どういった連携を想定されているのかご答弁をお願いしたいと思います。

○大東環境政策課長 中川委員お述べのとおり、災害廃棄物処理には、当然、産業廃棄物処理のノウハウ、蓄積等が必要と考えております。それで、これも平成21年になりますが、奈良県産業廃棄物協会と地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書というのを締結しております。地震等大規模災害が発生した折には、こ

の協定に基づき災害廃棄物の撤去、収集運搬処分につきまして、協会に協力要請を行って迅速な処理を進めることとなります。同様に、県一般廃棄物事業協同組合、解体工事業協会、建設業協会とも協定を締結しているところです。

○**梶田水循環・森林・景観環境部長** 少し補足しておきます。考え方として、法制の中では、環境省が取り扱う災害廃棄物という枠組みに入ったときに一般廃棄物に分類します。ただ、それを片づけるとき、一般廃棄物でも産業廃棄物でもない、災害廃棄物であるというのが私の考え方です。

法制の枠組みで当然やるのですけれども、イメージしていただくと、災害が起こりました。洪水が起こりました。地震が起こりました。一般廃棄物は、通常、パッカー車が町中を活躍しています。パッカー車が頑張れるかということ、避難所のごみには頑張れるのですけれども、災害ごみは、ダンプタイプなどのトラックが活躍します。そういったことで、事業者、あるいは市町村と県が同等の立場で、しっかりやりましょうということで協定を結んでいます。

それと、なぜ環境政策課長が答えたか、廃棄物対策課長だろうと思うのですけれども、奈良モデルということで、県内を一円に捉えて、環境政策課長が災害ごみをターゲットに県と市町村でずっと勉強会をやっているのです。座学ですけれども、実践ワーキングみたいなことを毎年やっています。多少なりとも頭に入れておいたら、いざというときに役に立つということで今までやってきています。

災害の規模にもよります。小さな災害は町役場が頑張るのです。それは1人で頑張る。比較的大きな激甚災レベルになると、紀伊半島大水害のときも広域でやりました。そのとき県が音頭をとって、燃やしたり埋めたりしました。埋めたりというところで産業廃棄物のノウハウを使っています。災害ごみという特別なケースに合わせて、県、市町村、業界団体が協定関係をもって取り組むという立てつけは出来上がっております。

○**中川委員** 詳しく、ありがとうございます。

環境総合計画（案）を読んでも、災害廃棄物の部分は、大規模な災害であったり、そういった量的な面は分かったのですけれども、質的な面でどういう連携をするのか分かりにくかったので、質問させてもらいました。答弁を含めてほっとしております。

次、林地開発の許可制度につきまして確認しておきたいと思っております。

端的に申しますと、奈良県での林地開発許可におきましては、放流同意がマストの要件になっている、そういった理解は正しいかということです。よろしくお願ひします。

○内田森林整備課長 林地開発許可制度は、森林法に基づく許可制度になるのですけれども、国が定めた基準に基づき、奈良県におきましては林地開発許可制度実施要綱を定めております。申請書に添付しなければいけないものとして、開発行為の施行により開発をしようとする森林の区域周辺において生活及び産業活動に影響を受ける者の同意を得ていることを証する書類を必ず添付するように記載しております。

具体的に言いますと、林地開発許可制度の手引きを県として作成しております。そこに飲用水、かんがい用水等の水源に係る権利者の承諾書を添付すると規定しているところ です。

○中川委員 ありがとうございます。

なぜこういう質問をしたか、この件につきましては背景だけ説明して終わりたいと思います。山添村の通称「馬尻山」という一帯の山でメガソーラーを建設しようという計画があります。事業者から住民にそういった計画が示されております。反対されている方々から相談を受けておきまして、行政は当然中立的な存在ですので、まず制度としてどういう立てつけになっているのかを調べて、そういった方々にも示したところでございます。こういった公の場でも確認をとっておこうといった意図でございました。いろいろな方々の話を聞いていますと、簡易水道の水源にもなっているし、この景色は守っていないといけないといった話も代々されている。そういった話も聞いて、気持ちとしては私も反対という中で手助けをしているところでございます。この件は以上です。

次、奈良県森林組合連合会につきまして意見だけしておきたいと思っております。

奈良県森林組合連合会につきましては、技能の講習を受けさせていないのに修了証を発行していたなどの法令違反がございました。県からも3年前に再発防止に向けた具体的な措置や行動計画を提出させるように命令を出しております。それから3年がたち、もちろんきちんとやっていると思うのですけれども、また目を向けてもらえたらと思っております。

具体的に何も僕も聞いていないのですけれども、吉野の前県会議員からも話がありましたので、少し言っておきたいと思っております。万一のことがあったらいけないと思い、そういったことにも目を向けてほしいと思っております。

次、県内企業や就労者への調査につきまして聞きたいと思っております。

今年度は毎年実施している職場環境調査に加え、新型コロナウイルス感染症を受けて臨時で調査をしています。正式名称は「奈良県経済・労働緊急調査検討事業」でございます。

ますけれども、こういった実施状況であるのか、ご説明をお願いします。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 奈良県経済労働緊急調査検討事業につきましては、6月補正予算でお認めいただきましたけれども、内容としましては、新型コロナウイルス感染症により今後ますます雇用分野への重大な影響が懸念されておりましたことから、その実態を把握するために県内企業、就労者、非就労者等を対象者としてアンケート調査を実施しています。

9月に、県内企業に電話聞き取り調査を行いました。1,214社から回答を得て、現在、集計中でございますけれども、取り急ぎ主な項目について取りまとめておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が売上げに及ぼした影響につきまして、本年7月時点で昨年同期比の売上げが減少した割合が62.8%、最も大きく、影響なしが30.5%、増加したが6.6%と続いております。

2点目、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております勤務体系でございますが、新たにテレワークを実施したという回答は12.2%、ローテーション制、シフト制が9.8%という回答を頂きましたけれども、何もしていないという回答が72.2%で大半を占めております。

3点目、県内で新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークなどのリモート設備の導入を実施した企業についてですけれども、22.4%で実施しておりますけれども、導入していない企業の88.2%は、適した業態ではないというご回答でした。

4点目、新型コロナウイルス感染症感染拡大におけます働き方改革やデジタル化関連の取組への関心度について調査させていただきましたところ、働く時間と場所の多様化に対する施策、デジタル化関連施策におきましてコロナ前後において変化が大きいという結果はございましたけれども、回答の総数で見ますと、全ての項目で関心がないという割合が最も大きいという結果でございました。

県としましては、今の段階でこの調査結果を踏まえますと、県内企業の多くがテレワークができない業態と考えてしまっており、取組自体があまり進んでいないと認識しております。今後は、例えば全国のあらゆる業態におけるリモートワーク等の好事例を収集して、新しい働き方に取り組んでいただけるよう経営者の皆様への意識づけを行っていききたいと思います。

現在、就労者・非就労者の方を対象に引き続き調査を実施しており、調査結果につき

ましては、来年3月をめどに公表する予定でございます。

○中川委員 「奈良県経済・労働緊急調査検討事業」は、私も注目しております。今年3月の経済労働委員会で、そのときは働き方改革も含めて、就労者への影響には、どのようなものがあるかという調査をする必要があるのではないかという質問をしたのですが、就労者自身への調査はしにくいと。そういった中で、雇用主が出す調査として、毎年やっております職場環境調査がある。そういった調査の中で分析していくといった答弁もございました。

今回、就労者や非就労者、外国人材といった従来の雇用主が回答するもの以外のものもあるという点で注目しており、緊急調査でありますので来年はないと聞いているのですが、ぜひとも就労者の方々から得たデータは、来年度実施する職場環境調査に生かしてほしいと思っております。雇用主が回答する内容と就労者が回答する内容は多少違う面があります。ハラスメントはないと言われても実際にはある、そのようなことも含めて、生かして欲しいと思っております。

次、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という観点で、どのような内容を奈良県への観光客へどのようにして周知しているのか、よろしくをお願いします。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 観光に関しまして、新型コロナウイルスの感染拡大の防止は大変重要なことだと考えています。そのため、観光客の方々に対しまして、奈良の旅を存分に楽しんでいただくために協力していただきたいこと、例えば、奈良に来られる前にこのような準備をしていただけませんか、旅中、奈良で観光している間には3密回避の協力をお願いしたり、帰られた後につきましても2週間程度健康観察してくださいと、このようなことをまとめた「新しいなら旅」を作成させていただき、県内の宿泊事業者、各市町村の観光協会で設置・配架していただいているところでございます。

あわせて、観光業協会等々を通じまして、修学旅行生の皆様にも周知をお願いしているところでございます。加えて県のホームページの緊急版のトップページにも、このチラシの掲載、リンク先を張っています。こういうものを通じて観光客の皆様には十分な感染防止対策を行っていただき、奈良の観光を楽しんでいただきたいと考えています。

○中川委員 チラシをどのようにまいているか私も気になっていたのですが、観光業協会などを通じ実際に来られる方にも情報は行き渡っているといった答弁がござい

ましたので、安心していただいております。

関連して、これは質問ではないですけれども、紹介だけしておきたいと思っております。新型コロナウイルス感染症を契機としまして、「レスポンスブル・ツーリズム」といった言葉が最近出てきております。責任ある観光という訳ですけれども、その地域で大切にしている価値観や環境を住民の方々がこのように維持している、守っている。それに対して訪れる方々にも一定程度責任を担ってもらおうと。その中に、積極的に誓っていただくような意識を持っていただくことで、自発的に環境保護に一役買うように仕向けて、貢献意識や達成感を充足するといった仕組みが「ガバナンス」の9月号にございました。こういった観点も今後生かしてもらいたいと思っております。

具体的に申しますと、所管は奈良公園室になるのですけれども、鹿の生態についての周知もそうでございますし、奈良市ですけれども、ならまちの生活観光も奈良女子大学が「生活観光」という言葉を出して、そういった方々の生活を壊さない形で、そういった観光の在り方につきましても当てはまってくると思っております。

地元が大事にしている価値観や取組を周知する中で、観光客の方々にも一定程度参加して守ってもらう。そういった周知の在り方は、一定程度、奈良県の観光局が果たすことができる面もあると思っておりますので、今後の参考にしてほしいと思っております。

最後、大立山まつりについて意見して終わりたいと思います。何を目的に実施するのか、アウトカムは何なのか、市町村の負担になっていないか、あと惰性で続けていたらいけないといった視点を大事にしながら今後も続けてほしいと思っております。観光の閑散期の取組で、これそのものに反対するわけではございませんので、きちんと実施してほしい。指摘やエールの意味も込めまして申し上げておきます。以上で終わります。

○太田委員 私から2点質問させていただきます。

まず、鳥獣害対策ですけれども、先日、代表質問で担い手の問題を質問させていただきました。今、この地域の農業生産の最大の障害が鳥獣害だと。鳥獣害のない土地でないと農業を続けられない、こういったお声がございました。これが中山間だけではなく、今年は奈良県全域で、この農産物の鳥獣被害が深刻だということで、奈良県農民連の皆さんが県に申入れをされておられます。

そこで、まず第1点お聞きしたいのが、野生鳥獣による農林業への被害が依然深刻な状況が続いているということで、奈良県での鳥獣害対策の状況や今後の取組を、まずお聞きをしたいと思います。

○田中農業水産振興課長 鳥獣害対策につきましては、1つは人材の育成、1つは餌場や隠れ場所をなくすための生息環境管理、侵入防止柵などの被害防除、有害鳥獣の捕獲・駆除による個体数の調整、これら地域ぐるみの4つの活動を支援しているところでございます。

令和元年度は、例えば人材育成につきましては、銃やわな猟とかの技術向上研修を行い、延べ307名が参加しております。また、狩猟免許試験を2回から3回に増やして、令和元年度は234名の方が合格しており、大分増えてきている状況にあります。

また、生息環境管理につきましては、不要な果樹や果実の除去、取り組む活動等を支援して400ヘクタールの緩衝帯を形成、被害防除につきましては侵入防止柵115キロメートルが整備されております。

また、個体数調整につきましては、有害鳥獣捕獲、または狩猟を含めまして、昨年はニホンジカ9,756頭、イノシシ7,239頭という結果になっております。

このほか、地域ぐるみ、集落ぐるみでの活動を推進することが一番大切だということから、農林振興事務所ごとに県下4か所でモデル事業を展開しております。普及指導員が防除対策に当たり、センサーカメラの設置や被害マップの作成等を支援しております。鳥獣害被害はすぐには解決できませんけれども、引き続き市町村、猟友会などの関係団体と連携しながら、地域ぐるみ、集落ぐるみの取組が進むように粘り強く支援していきたいと思っております。

○太田委員 県としても、集落ぐるみで活動を一層推進するという事です。

県としても取組は進められているのですけれども、これまで鳥獣被害が発生していなかった地域にも被害が発生しているという声も聞いています。様々な対策に取り組まれておりますけれども、野生鳥獣の生息地域の拡大等に追いついていないという指摘もあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○田中農業水産振興課長 野生鳥獣の生息状況ですが、ここ数年、対策を行っている中で、対策がとられたところは被害が減っている状況ですが、それ以外のところや家庭菜園という形でぽつぽつとやっている方々、また侵入防止柵が古く壊れていて、そこへ入られたらまた入られるという被害が拡大していると認識しております。

○太田委員 先ほども申し上げましたけれども、担い手がなかなか増えないということで、集落ぐるみでの活動が停滞することによって農作物被害が軽減できていない。県も、このようなご認識かと思っております。

今、吉野郡などを中心に各町村が、鹿やイノシシなどの捕獲の補助をされているようですけれども、聞くところによりますと、どこの町で捕ったら助成が高くて、ここではあまりよくない、どこで捕ろうかと、このような話も漏れ聞くところですよ。町村によって捕獲した個体に対する助成が違うというお話も聞いているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○田中農業水産振興課長 基本的に県の捕獲した助成につきましては、国の助成をそのまま市町村に助成しているということになっております。各市町村が独自に、プラスアルファでされているとお聞きしており、その額が市町村によって違っていると考えています。

○太田委員 その辺の調整もしていただくと、猟友会の方々の活動もしやすくなると思っ
て質問させていただきました。

同時に農民連の方々から、現場で対応する猟友会の活動、支援強化を強く求められています。例えば夏場などは、死んだイノシシや鹿の腐敗が速いので、週2回見回りをしているけれども、手当は週1回しかもらえない、死んだイノシシを埋めるとき、暑さと臭いでとてもつらい、交代してほしいと。猟友会の担い手不足も深刻だというお話もお聞きしておりますけれども、先ほど4つの活動ということでご紹介いただいたのですけれども、改めて県として市町村と連携して猟友会の育成や支援ということでどのような活動を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○田中農業水産振興課長 県の猟友会、また各地にあります猟友会につきましては、狩猟を行うということで一番の担い手と認識しているところでございます。先ほど申しました研修会等も猟友会に委託してやっておりますし、猟友会と一緒にいろいろな活動もしていきたいと思っておりますので、その辺り太田委員の意見を踏まえながら充実していきたいと考えています。

○太田委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

広陵町と大和高田市によるビジネスサポートセンターK o C o - B i z が、昨日から開設されたとお聞きしております。これは、中小企業や起業家のアイデア発掘場所ということで誕生した。稼ぐ力の地域の拠点ということで、業種にかかわらず完全予約制で無料相談が受けられる。結果が出るまで何度も相談を受けられる。また、結果が出ても寄り添い支援を行っていくということで開かれたとお聞きしているのですけれども、この経緯と取組について、お伺いをしたいと思います。

○福留産業政策課長 ビジネスサポートセンター「K o C o - B i z」は、事業者の方々が抱える様々な経営課題の解決や売上げ拡大に向けた支援を行うため、大和高田市と広陵町が共同で開設し、12月8日運営が開始されたところでございます。

その設立経緯につきまして順を追って申し上げますと、まず平成30年12月に本県と近畿経済産業局、広陵町が連携して、広陵町の地域特性を生かした成長産業の創造に資することを目的に、3者で連携協定を締結しました。今年3月、連携協定の最初の成果として、広陵町は町丸ごとの商品化を目指し、地域商社として広陵町産業総合振興機構、通称「なりわい」が設立されました。「K o C o - B i z」は、この「なりわい」が大和高田市、広陵町から委託を受けて運営する経営に関する相談機関でございます。広陵町では、ふるさと会館グリーンパレス、大和高田市では経済会館、この2か所で相談を受けられています。

例えば新商品を開発したい、新たな販路を開拓したい、あるいはお客さんを増やしたいといった相談に対して、太田委員お述べのように、結果が出るまで何度でも無料で伴走支援を行うとのこと。身近な相談機関として、事業者の方々にとっては大変心強い存在になるものと考えております。

なお、同様の取組は、平成20年に静岡県富士市において始まりました。現在、Bizという相談センターが全国で20数カ所ございます。奈良県では初となる取組により、事業者の方々の抱える課題が解決され、地域経済の活性化に資するものと考えています。

○太田委員 広陵町が主に取組を進めて、経済産業省とつながって、このような取組に発展したと思います。広陵町も、大和高田市も、全国有数の靴下の町ということで、プラスチック産業なども集積しているのですが、なかなかこのような強い部分が十分に生かし切れていない。中・長期的に見たら人口減少の進展が予測されますので、市や町のさらなる活性化のために、中小企業の発展、地域資源を活用した経済の力を向上していくことが不可欠ということで今回の取組になったと思うのです。奈良県では、「よろず支援拠点」ということで、これは国の事業でもあると思うのですが、中小企業や小規模事業者のワンストップの総合支援事業が既に行われているのですが、どういふ違いがあるのか教えていただけますでしょうか。

○福留産業政策課長 地域産業振興センターで、国の委託を受けてよろず支援拠点を設けております。同じように事業者さんの様々な経営課題に対して専門の相談員が相談に応じています。今回、この「K o C o - B i z」を立ち上げられたわけですが、

「K o C o - B i z」は地域に非常に密着した形で経営全般の相談体制を築いています。県全体では、「よろず支援拠点」をはじめ、商工関係団体、あるいは県の各機関も、創業、経営改善、売上げ拡大、資金繰り、事業承継など、事業者の経営の相談に日々対応しています。今回、こういう形でできましたことは、事業者の方々がいろいろな選択肢をもって、うまくご活用いただけたらと考えています。

○太田委員 より地域の密着した支援活動と思っているところです。そういう強みをぜひ生かしていただきたいと思うのですが、広陵町では12月8日火曜日に開設され、大和高田市では12月15日、来週の火曜日から開設ということです。既に広陵町で行われていたり、大和高田市でも予約が始まっているとお聞きをしているのですけれども、この火曜日の様子や予約の状況などを、もしつかんでいらっしゃったら、教えていただけたらと思います。

○福留産業政策課長 広陵町と大和高田市と共同で運営しているということで、1週間交代でふるさとグリーンパレスと経済会館のそれぞれに窓口を設け、相談に乗るということです。広陵町であれば広陵町、大和高田市であれば大和高田市に限定せず、域内の事業者であれば相談に応じる、また域外であっても予約していただいたら相談を受けるということも聞いております。

具体的な数値は聞いていないですけれども、今回、12月8日にオープンしたところですが、それまでにプレオープンとして、事前に相談業務、予行演習も兼ねてされると聞いております。そのときでも何十社という予約をいただいているということで、かなり華々しいスタートを切っているという印象でございます。

○太田委員 私も少しお話をお聞きしたら、繊維は地場産業ということでももちろんですが、この「K o C o - B i z」は業種に関わらないということです。農業の相談も受けるということで、イチゴやラン農家からも相談があったと。あと飲食なども予測される場所ですけれども、面白いところではボイストレーニングの教室を行いたいという方が相談に来られたということで、非常に幅広い方々を受けているということが分かりました。

大和高田市でも、1日5件という枠を決めているそうですけれども、17日まではいっぱいだというので、本当に華々しいスタートを切られたと私も思っているところです。

コロナ禍ではございますけれども、何とか商売や事業を発展させたり継承させたり、

皆さん様々のご苦勞をされていると思いますので、ぜひこの「K o C o - B i z」、県としてもさらに支援を強めていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○森山委員 私からは2つ教えていただきたいことがあります。1点は、県下の雇用問題と県内事業者の経営状態について、質問させていただきます。

本来、この年の瀬を迎える時期は、歳末大売出しなどで特ににぎわうような時期ですけれども、今年は結局、新型コロナウイルス感染症の第3波もあって、県下の経済状況の回復もかきませんでした。今年の夏前ぐらいにゼロゼロ融資などで県内事業者を守ろうと、いろいろな融資の体制を敷いてもらって、県内の事業者も非常に助かったという話も聞かせていただきました。

そのような中で年末に期待していたのが、第3波で期待を裏切られたのですけれども、県内事業者の経営状況、雇用状況、今の時点でどういう状況なのか教えてください。

○福留産業政策課長 まず、全国の景況でございます。コロナ禍の影響により、主に個人消費と輸出が減少したことにより経済活動が停滞したということで、先日、内閣府から発表されました今年7月から9月までの全国における実質経済成長率（GDP）でございますが、感染拡大を防止しながら経済活動の再開が進められ、個人消費と輸出が伸びたことを受けて、今年4月から6月までの3か月間と比べ、プラス5.3%となっているという発表がございました。

また、コロナ禍による影響を受けて、どのような業種が影響を受けているのかでございます。これも全国の調査になるのですが、民間信用調査会社が負債額1,000万円以上の企業倒産を調査しました先日の発表では、新型コロナウイルス感染症の影響による倒産は、これまでに全国に768件になっています。その内訳としましては、飲食業が133件と最も多く、アパレル関連が75件、ホテル・旅館などの宿泊業が60件となっています。

次に、県内、本県の景況でございますが、先般の奈良財務事務所の発表ですが、今年8月から10月までの県内の経済情勢は、「新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、一部で持ち直しの動きが見られる」とされております。

しかしながら、森山委員お述べのように、現在、国内外で第3波と言われる新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況でございます。その状況から、まだまだ予断を許さない状況であると認識しているところでございます。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 現在の県内の雇用問題の重要指標としておりますのが、就業地別の有効求人倍率でございます。先般、12月1日に奈良労働局より10月分が公表されておりますので、それを報告させていただきます。

そこでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年1月から減少が続いておりましたが、直近の令和2年10月の数値は1.21倍となり、10か月ぶりに前月を0.01ポイント上回るという傾向を示しました。

参考までに近畿2府4県の平均倍率は0.97倍、本県順位は近畿で1位でございます。また、全国平均は1.04倍、順位は15位という状況でございます。なお、前月は13位ございました。

また、県内での雇い止め、解雇などの状況につきまして、厚生労働省が取りまとめたものが発表されておりますので、こちらも報告させていただきます。

内容は、各都道府県労働局の聞き取り、ハローワークに寄せられた相談、報告を基に把握した数字をまとめたもので、12月4日現在、本県の状況としては、雇用調整の可能性がある事務所数が172事業所、解雇や雇い止め等の見込み労働者数は513人という発表でございました。

ちなみに、全国の状況ですが、雇用調整の可能性がある事業所数は11万8,453事業所、解雇や雇い止め等の見込み労働者数は7万5,341人という発表でございました。このことにつきまして奈良労働局は、求人が求職を上回っているものの、引き続き厳しさが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要があるとコメントされております。

雇用調整助成金の期限につきましては、今、国会で審議されておりますけれども、来年2月まで延長されることが決定したところで、県としましては、今のところ雇用に関して大きな変化は見られないが、今後ともしっかりと注意してまいりたいと考えております。

○森山委員 夏から秋にかけての統計が一番新しいという中では、少し改善されたというのは合っていると思いますけれども、第3波があって今この年末を迎えるに当たって、また厳しくなっているというのが身近なところで伝わってくるような思いがあります。

その中で、雇用の話も今聞かせていただきましたけれども、全国に比べると、奈良県は平均よりはよい数字になっていると思います。これは制度融資の効果もあったと思います。制度融資も聞いてみると、申請をして満額受給できなかったところもあります。

飲食業をされている個人事業主の方も、満額を借りられなかったから、この年の瀬に次の資金繰りをどうしようかと頭を抱えているところも実際にあると聞いております。今回は、自分でいくら努力をしても努力が追いつかない状態になっているので、また次の融資の時期が来たときに、しっかりと切れ目のないような状態でサポートしてあげていただきたいと思います。特に年末ですから、そういう資金繰りのことはまた課題になってくるように思いますので、その辺しっかりと注視して年末年始を見てあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点は、G o T o トラベル、G o T o E a t、「いまなら。キャンペーン」、これらのキャンペーンを年末年始、奈良県はどういう認識で進めていくのか教えていただきたいと思います。

もうすぐ新年を迎えるに当たって、奈良県下の社寺で例年初詣ででたくさんお参りされるようなところも、今回の初詣ではいつもと違う形で参拝客を受けるところが多くあると聞いています。新年の例祭でも神職さんと関係者だけで行うところもあるということで、県内でも一番人の集まるところで集まらないように新型コロナウイルス感染症対策をしていこうということが最近ニュースにも出ていました。

連日のニュースで、隣の大阪府でも15日までは不要不急の外出は控えてください、大阪府の独自基準の大阪モデルで非常事態を示す赤信号の点灯が通天閣でされているというニュースを連日、奈良に住んでいる人も見ている中で、やっぱり年末年始は自粛しないといけないと自然に思っている方が増えていくと思いつつ、一方でキャンペーンを延長しますという方向で進んでいることもあって、奈良県に住んでいる方は、飲食や観光というのは、年末年始においてキャンペーンを大いに活用したらいいのか、年末年始はなるべく控えるほうがいいのか、よく言うアクセルとブレーキの話ですけれども、どちらに力を入れて進めていくのがいいのか県の考え方を教えていただけたらと思います。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 森山委員もご存じのとおり、本県ではこれまでも観光を通じて新型コロナウイルス感染症の感染が発生した事例が今のところございません。そのため、「いまなら。キャンペーン」につきましては、年末年始も含めて現時点におきましては見直しをする予定はございません。

あわせて、G o T O トラベル、G o T o E a t も含めて、同様の理由をもちまして、本県におきましては現時点において制限を求める予定はございません。

一方、観光、食事を含めて感染防止対策は本当に大切だと考えています。そのため今

年度、6月議会、9月議会と補正予算をお認めいただき、宿泊事業者であったり観光関連事業者など感染防止対策に取り組む事業者に対して、県としても支援させていただいているところでございます。

また、「いまなら。キャンペーン」に参画いただいている宿泊施設につきましては、業界のガイドラインをしっかりと守っていただくようお願いしています。

先ほど中川委員にもお答えさせていただきましたけれども、引き続き県民の方、観光客の方、皆様には、奈良の「新しいなら旅」であったり、国が示しておられる「新しい旅のエチケット」に沿って、「うつらない、うつさない」、行動の徹底をお願いしていきたいと考えています。

○森山委員 よく分かりました。ありがとうございます。身近に話を聞くところには、そういうようにお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○和田副委員長 森林環境税の報告をいただきました。その中で、県民アンケートの実施結果がありますが、森林環境税の見直し期間について5年間で適当と考える割合は、個人が約58%、企業が67%、これが気になります。参考のために、どういうことを県民が言っていたのか、教えてください。

○内田森林整備課長 森林環境税の見直し期間については、見直しの期間は現行と同じ5年でよいか、期間を短くしたほうがいいのか、期間は長くしたほうがいいのか、期間の設定も見直しも必要はない等々の設問を設けてお伺いしたところ、5年が適当だと答えた方が個人58%、企業67%だったということです。

○和田副委員長 何年を望んでいるのか、この割合は、どう捉まえていますか。

○内田森林整備課長 もう一度お答えしますと、例えば個人ですと、5年間でよいと答えた方が58%、5年より短くしたほうがよいと答えられた方が7%、期間は長くしたほうがよい、要するに5年より長いほうがよいと答えられた方が6%、そういった状況でした。

○和田副委員長 それでは、本題の質問に移ります。

私は森山委員の県の経済活性化の問題に関連して質問したいと思うのですが、相談窓口に自営業者がたくさん来ていると思います。どのような相談が多かったのか、紹介していただけますか。

それから、県の融資制度の消化状況についてお伺いしたいと思います。

それから、持続化給付金が再度必要になっていると思うのですが、2月まで延期され

た国の制度があります。それとは別に国への働きかけは行っているのかどうか、答えていただきたいと思います。

○山田地域産業課長 新型コロナウイルス感染症の影響に関する相談を受け付けるために、県内の商工会議所、あるいは商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、よろず支援拠点など、45か所に経営相談窓口が設置されております。これらの窓口が設置されました本年1月29日から11月30日までの相談件数は、これまでに累計で1万8,277件となっております。相談内容としましては、資金繰り等の金融に関する相談が8,925件と最も多くなっております。また、初期の頃は事業の継続を下支えする金融に関する相談が約6割でしたが、最近では国や県、市町村の支援メニューの利用に関する相談が6割を超える状況となっております。

窓口では、これらの相談に対して、経営指導員などが制度の内容や申請手続などを説明しております。引き続き関係団体と緊密に連携して事業者の相談に的確に応じ、必要な支援が受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、融資の関係でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けました中小企業・小規模事業者の資金繰りを切れ目なく支援するため、貸付枠を順次拡大してまいりました。9月定例県議会におきましても、貸付枠1,000億円の拡大をお認めいただき、現在4,600億円で運用しております。

制度融資の貸付状況でございます。11月末現在で3,253億円となっております。民間信用調査会社が本年11月に実施しました新型コロナウイルスに関するアンケート調査結果によりますと、本県では国や自治体の各種支援策のうち、県制度融資のご利用が最も多くなっております。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、業者の事業継続や業績回復のためには、切れ目ない資金繰り支援が必要と考えております。今後とも、国の動向も注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、持続化給付金についてでございます。経済産業省が所管しています持続化給付金につきましては、12月7日現在、全国で約386万件、金額にして約5兆円が給付されております。ただ、第3波とも言われる新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内中小企業を取り巻く経済環境は予断を許さない状況となっております。

このため県では全国知事会を通じまして、新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けた産業・雇用への支援や、需要創出、消費喚起対策として持続化給付金等

の再度の支給も含め、リーマンショック時を上回る追加の経済対策を講じるよう国に対して要望しております。今後とも、県内企業の皆様が事業継続いただけるよう取り組んでまいります。

○和田副委員長 県内の経済活性化のために、国の動きは非常に重要であると思います。そういう意味では、国の動きを注視するということ、動向を知るということは、全理事者でしてほしいと思います。この対応については、自分の領域、テリトリーだけを守るということではいけないと考えます。そういう意味で、県はどのような方針で、この縦割り行政も含めて考えていくのか、誰か答弁をお願いします。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 もとより感染拡大防止も、経済対策ももちろんですが、知事を先頭に対策本部会議などを通じて議論を重ね、様々な施策、あるいは方針を出しているところでございます。私どもの担当は経済活性化でございますので、経済のほうは当然、工業も商業も、あるいは農業も、観光業もいろいろあります。私どもが中心となり、各関係部長ともよく連携して、県としては一枚岩となってしっかりと対応していきたいと考えています。

○和田副委員長 次に、労働対策についてです。

先ほど企業の雇用調整助成金の申込みについて触れましたが、その状況について報告いただけるものかどうか。

それから、労働力不足と言われて、外国人労働者が非常に戦力になっております。これは農業でもそうです。さきの経済労働委員会で指摘したように、違反企業が続出しております。そういう意味で、外国人労働者の待遇、労働法は適用されているのかどうか、この状況を伺いたいと思います。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 1点目は、雇用調整助成金の申請状況でございます。奈良労働局に確認しましたところ、12月4日現在で申請累計が1万1,570件、支給決定件数は1万1,169件でございました。

なお、申請業種としましては、主に飲食業、製造業、建設業と伺っております。

また、外国人労働者への法適用につきましては、本来、外国人労働者でも日本国の労働基準関係法令の適用がございます。雇用保険、労災保険への加入義務もございます。これにつきましては日本人と同様の処遇が求められており、外国人であることを理由に雇用する企業が日本人より不当に扱うことは許されていません。

例えば会社の都合で労働者を休ませた場合に、会社が支払う休業手当につきましても、

日本人労働者と同じように支払わなければなりませんし、解雇につきましても自由に行われるものでもなく、会社が日本人労働者と同じくルールを守っていかなければならないということが前提でございます。

これらにつきましては、全国的にも労働基準監督署などが中心に取締りの報告を受けておりますが、現在、まだ最新の情報がございませんので、その点についてはいましばらくお時間を頂きたいと思っております。

県の取組でございますけれども、本年9月に外国人留学生の受入れに役立つ基礎知識や手続などを周知するために、留学生など高度外国人材の採用を検討している県内企業を対象にセミナーを開催しました。そこでは39社にご参加いただけましたのですけれども、外国人労働者の雇用にあたって適用される労働関係法令などが記載されました厚生労働省が作成したQ&Aを配布する等、セミナーでも制度の周知に努めたところでございます。

また、来年2月には、同じく留学生のための業界研究イベントを計画して実施する予定で、こういう場を活用しながら外国人に対する労働関係法令の適用について、しっかりと県内企業への周知に努めてまいりたいと考えています。

今後とも、奈良労働局と連携しながら、適正な雇用管理が行われるように制度周知に取り組んでまいります。

○和田副委員長 これで質問を終わりますが、意見だけ述べておきます。県の取組で重要なことは、奈良で働きたいという外国人労働者をたくさんつくることだと思います。そういう意味で、働きやすい職場にする必要があると思います。新型コロナウイルス感染症が収まったとき、いかに奈良に来ていただくか、これが勝負になります。そういうことを心して取り組んでいただきたい、このことをお願いしておきます。

○小泉委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論される場合は委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論されますか。

○太田委員 今回はしませんので、お願いします。

○小泉委員長 では、議第84号中、当委員会所管分については委員長報告に反対意見を記載しますので、よろしくをお願いします。

それでは、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。